国官総第 278 号 国官技第 287 号 国営施第 18 号 国総施第 260 号 平成 22 年 2 月 5 日

各地方整備局企画部長 各地方整備局港湾空港部長 各地方整備局営繕部長 殿 北海道開発局事業振興部長 北海道開発局営繕部長

殿

大臣官房技術調査課長

大臣官房公共事業調査室長

大臣官房官庁営繕部整備課長

総合政策局建設施工企画課長

「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について

「「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」(平成 18 年 7 月 5 日付国官技第 87 号、国官総第 238 号、国営整第 6 号、国総施第 60 号)の一部を別添資料のとおり改正することとしたので、適切に運用を図られたい。

# 「公共工事等における新技術活用システム」 実施要領

平成18 年7 月

(平成21 年4 月一部改正)

(平成21 年7 月一部改正)

(平成22 年3 月一部改正)

# 目 次

	5
1.1 目的	5
1.2 新技術活用システム	5
1.3 定義	5
2. 運用体制	5
2.1 技術開発相談窓口	5
2.2 新技術活用評価会議	6
2.3 新技術活用システム検討会議	7
2.4 新技術活用促進連絡会議等	7
2.4.1 新技術活用促進連絡会議	7
2.4.2 新技術活用促進連絡会議幹事会	8
3. 新技術活用システムの運用	9
3.1 新技術情報の収集	9
3.2 新技術情報の提供	10
3.2.1 NETIS の運用	10
3.2.1 NETIS の運用	
3.2.2 新技術に係る情報の提供	10
3.2.2 新技術に係る情報の提供	
3.2.2 新技術に係る情報の提供	
<ul><li>3.2.2 新技術に係る情報の提供</li><li>3.2.3 NETIS 掲載情報の位置付け</li><li>3.2.4 NETIS 登録番号</li><li>3.2.5 NETIS 掲載期間</li></ul>	
<ul><li>3.2.2 新技術に係る情報の提供</li><li>3.2.3 NETIS 掲載情報の位置付け</li><li>3.2.4 NETIS 登録番号</li><li>3.2.5 NETIS 掲載期間</li><li>3.2.6 NETIS 掲載情報の変更・更新</li></ul>	
<ul><li>3.2.2 新技術に係る情報の提供</li><li>3.2.3 NETIS 掲載情報の位置付け</li><li>3.2.4 NETIS 登録番号</li><li>3.2.5 NETIS 掲載期間</li></ul>	
<ul> <li>3.2.2 新技術に係る情報の提供</li> <li>3.2.3 NETIS 掲載情報の位置付け</li> <li>3.2.4 NETIS 登録番号</li> <li>3.2.5 NETIS 掲載期間</li> <li>3.2.6 NETIS 掲載情報の変更・更新</li> <li>3.2.7 技術の改善が行われた場合の措置</li> </ul>	
3.2.2 新技術に係る情報の提供         3.2.3 NETIS 掲載情報の位置付け         3.2.4 NETIS 登録番号         3.2.5 NETIS 掲載期間         3.2.6 NETIS 掲載情報の変更・更新         3.2.7 技術の改善が行われた場合の措置         3.2.8 NETIS 掲載情報の提供の中止等	
3.2.2 新技術に係る情報の提供         3.2.3 NETIS 掲載情報の位置付け         3.2.4 NETIS 登録番号         3.2.5 NETIS 掲載期間         3.2.6 NETIS 掲載情報の変更・更新         3.2.7 技術の改善が行われた場合の措置         3.2.8 NETIS 掲載情報の提供の中止等         3.3 新技術の活用	
3.2.2 新技術に係る情報の提供         3.2.3 NETIS 掲載情報の位置付け         3.2.4 NETIS 登録番号         3.2.5 NETIS 掲載期間         3.2.6 NETIS 掲載情報の変更・更新         3.2.7 技術の改善が行われた場合の措置         3.2.8 NETIS 掲載情報の提供の中止等         3.3 新技術の活用         3.3.1 事前審査	
3.2.2 新技術に係る情報の提供         3.2.3 NETIS 掲載情報の位置付け         3.2.4 NETIS 登録番号         3.2.5 NETIS 掲載期間         3.2.6 NETIS 掲載情報の変更・更新         3.2.7 技術の改善が行われた場合の措置         3.2.8 NETIS 掲載情報の提供の中止等         3.3 新技術の活用         3.3.1 事前審査         3.3.2 活用に係る調査	

3.3.3 活用の実施	17
3.3.3.1 試行申請型(発注者指定の場合)	17
3.3.3.2 試行申請型(請負契約締結後提案の場合)	20
3.3.3.3 発注者指定型	21
3.3.3.4 施工者希望型(総合評価方式における技術提案の場合)	23
3.3.3.5 施工者希望型(請負契約締結後提案の場合)	24
3.3.3.6 フィールド提供型	26
3.4 新技術の事後評価	29
3.4.1 試行実証評価	29
3.4.2 活用効果評価	
3.4.3 事後評価結果の公表について	
3.4.4 事後評価結果に関する不服等について	31
3.4.5 事後評価等の手続き・結果の変更	32
3.5 新技術の活用促進	
3.5.1 設計比較対象技術	
3.5.2 少実績優良技術	
3.5.3 活用促進技術	
3.5.4 推奨技術選定等	
3.5.5 施工者による新技術の活用を促進するための方策	
3.5.6 新技術活用の計画的な推進	39
3.6 新技術活用システムの検証	39
3.7 担当する整備局等	40
4. 既存の NETIS 登録技術の取り扱い	40
4.1 既存の申請情報の取り扱い	40
4.2 NETIS への掲載期間	41
4.3 評価試行方式で試行等を進めている技術の取り扱い	41
4.4 テーマ設定技術募集方式 (フィールド提供) の取り扱い	41
4.5 テーマ設定技術募集方式(推奨技術選定)の取り扱い	42
4.6 NETIS 登録番号の取り扱い	
エロエエン 立外田 リンがノ 次( )	42
附 削	44

# 1. 総則

# 1.1 目的

この実施要領は、「公共工事等における新技術活用システムについて」(平成 18 年 7 月 5 日付国 官技第 86 号、国官総第 237 号)「4. 実施要領」の規定に基づき、公共工事等における新技術活用システム(以下「新技術活用システム」という。)の運用その他の必要な事項について定めるものである。

### 1.2 新技術活用システム

新技術活用システムは、公共工事等における新技術の活用検討事務の効率化や活用リスクの軽減等を図り、有用な新技術の積極的な活用を推進するための仕組みであり、新技術の積極的な活用を通じた民間事業者等による技術開発の促進、優れた技術の創出により、公共工事等の品質の確保、良質な社会資本の整備に寄与することを目的とする。

新技術活用システムの全体の概要は、図1に示すとおりである。

# 1.3 定義

この実施要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

イ「新技術」 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されており、 実用化している公共工事等に関する技術であって、当該技術の適用範囲において従来技術に比 べ活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術をいう。

「技術の成立性」とは、論理的な根拠があり、技術的な事項に係る性能、機能等が当該技術の 目的や国が定める基準等を満足することをいう。

「実用化」とは、利用者の求めに応じて当該技術を提供可能な状態にあるものをいう。

「従来技術」とは、公共工事等において標準的に使用され、標準積算の対象となる技術等をい う。

「従来技術に比べ活用の効果が同程度」とは、技術的事項及び経済性等の事項のうち、一部の 事項は従来技術より優れているが、総合的な効果では従来技術と同程度であることをいう。

ロ「技術開発者」 技術を開発した民間事業者等又は技術行使権原を有する者(当該技術について それを行使することができる正当な権原を有する事業者等をいう。)をいう。なお、海外の民 間事業者が開発した技術にあっては、日本国内に営業所が所在する技術行使権原を有する者と する。

# 2. 運用体制

国土交通省本省(以下「本省」という。)及び各地方整備局及び北海道開発局(以下「整備局等」 という。)は、新技術活用システムにおける適切な審査、評価等を通じて、現場における新技術の 活用検討事務の効率化や活用リスクの軽減等を図るため、以下の体制を整備する。

#### 2.1 技術開発相談窓口

整備局等の本局(以下「整備局等本局」という。)並びに技術事務所及び港湾空港技術調査事務所(以下「技術事務所等」という。)に、新技術に係る情報収集等を行うため、技術開発相談窓口

(以下「相談窓口」という。) を置くものとする。

整備局等本局の相談窓口は、各地方整備局においては企画部施工企画課及び港湾空港部海洋環境・技術課、北海道開発局においては事業振興部技術管理課とする。

#### 2.2 新技術活用評価会議

整備局等は、新技術活用評価会議(以下「評価会議」という。)を主催する。

# (1)委員構成等

整備局等が主催する評価会議の委員構成等は、以下を原則とする。

なお、委員の任命、その他評価会議の運営に当たり必要な事項については、整備局等において 別に定めるところによるものとする。

# ①座長

イ 座長は、委員(整備局等の職員の委員(以下「整備局等委員」という。)を除く。)の互選 により選任するものとする。

ロ 座長は会務を総理する。

# ②委員構成

評価会議の委員は、大学、産業界、研究機関等の有識者の委員(以下「有識者委員」という。) 及び整備局等委員で構成する。有識者委員は、地方整備局長又は北海道開発局長が選任し、委嘱するものとする。整備局等委員は、整備局等において定めるものとする。

また、座長は、建設技術の各分野における高い専門的知見を有する者等を臨時委員として選任できるものとし、委嘱は地方整備局長又は北海道開発局長が行うものとする。

#### ③部会の設置

評価会議は、必要に応じて部会を置くことができるものとする。

#### ④事務局

イ 事務局は、整備局等本局の新技術活用・普及に係る業務担当課及び技術事務所等が共同で 担当する。具体的な担当、役割分担については、別に整備局等の定めるところによるものと する。

ロ 事務局は、評価会議の活動のための資料作成及び調査等を行う。

# (2) 審議事項等

評価会議の審議事項等は以下のとおりとする。

- ①新技術の事前審査
- ②整備局等の技術ニーズ等に基づく新技術の募集・選定
- ③新技術の活用の事後評価
- ④活用促進技術の指定
- ⑤新技術の試行調査計画の確認
- ⑥その他新技術活用システムの運用に関すること

#### (3) その他

評価会議は、必要に応じて技術的事項及び経済性等の事項に関する確認を独立行政法人土木研 究所等の関係研究機関(以下「関係研究機関」という。)に依頼できるものとする。

# 2.3 新技術活用システム検討会議

本省は、新技術活用システム検討会議(以下「システム検討会議」という。)を主催する。

#### (1)委員構成等

本省が主催するシステム検討会議の委員構成等は、以下を原則とする。

なお、委員の任命、その他システム検討会議の運営に当たり必要な事項については、別に定めるところによるものとする。

#### ①座長

イ 座長は、委員(本省職員の委員(以下「本省委員」という。)を除く。)の互選により選任 するものとする。

ロ 座長は会務を総理する。

#### ②委員構成

システム検討会議委員は、有識者委員及び本省委員で構成する。有識者委員は、大臣官房技術 総括審議官が選任し、委嘱するものとする。

また、座長は、建設技術の各分野における高い専門的知見を有する者等を臨時委員として選任できるものとし、委嘱は大臣官房技術総括審議官が行うものとする。

#### ③事務局

イ 事務局は、本省大臣官房技術調査課、大臣官房公共事業調査室及び総合政策局建設施工企 画課が共同で担当する。

ロ 事務局は、システム検討会議の活動のための資料作成及び調査業務等を行う。

# (2) 審議事項等

システム検討会議の審議事項等は以下のとおりとする。

- ①産学官の連携等による新技術活用及び技術開発の促進に係る検討
- ②新技術活用システムのあり方の検討
- ③評価会議との情報交換及び必要な調整
- ④推奨技術等の選定(「3.5.4 推奨技術選定等」において規定する推奨技術をいう。)
- ⑤その他新技術の活用に関すること

#### 2.4 新技術活用促進連絡会議等

本省に、新技術の活用動向の把握、産学官の連携等による新技術活用及び技術開発の促進方策 に係る行政面の検討等を行うため、本省関係部局の技術開発担当課長等により構成される新技術 活用促進連絡会議(以下「連絡会議」という。)を置く。

また、連絡会議の下に、諸課題の整理・検討、連絡調整等必要な事務を処理するため、本省技術開発担当課の課長補佐等、整備局等の技術開発担当官及び関係研究機関の担当課長等により構成される新技術活用促進連絡会議幹事会を設けるものとする。

# 2.4.1 新技術活用促進連絡会議

(1)委員構成

本省に設置する新技術活用促進連絡会議の基本的な委員構成は以下のとおりとする。

①座 長 本省大臣官房技術調査課 課長

- ②副座長 本省大臣官房公共事業調査室 室長
- ③委 員 本省大臣官房技術調査課 環境安全・地理空間情報技術調整官 本省各局の技術開発担当課長又は室長 関東地方整備局 企画部長及び港湾空港部長 関東地方整備局関東技術事務所長及び横浜港湾空港技術調査事務所長 関係研究機関等担当部長 等
- ④事務局 本省大臣官房技術調査課、大臣官房公共事業調査室 総合政策局建設施工企画課
- (2) 審議事項等

連絡会議の審議事項等は以下のとおりとする。

- ①新技術の活用動向の把握
- ②産学官連携による新技術の活用及び技術開発の促進方策に係る行政面の検討
- ③新技術の活用促進に係る整備局等・研究機関等の調整
- ④新技術活用システムに関する実施要領等の見直し(軽微なものを除く)
- ⑤その他新技術の活用に関すること

# 2.4.2 新技術活用促進連絡会議幹事会

連絡会議の下に新技術活用促進連絡会議幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

(1) 幹事構成

幹事会の基本的な幹事構成は以下のとおりとする。

- ①幹事長 本省大臣官房技術調査課 環境安全·地理空間情報技術調整官
- ②副幹事長 本省大臣官房公共事業調查室 担当専門官
- ③幹 事 本省大臣官房技術調査課 課長補佐又は技術開発官 本省関係各局の技術開発担当課長補佐又は専門官 各地方整備局 企画部及び港湾空港部 課長補佐 北海道開発局 事業振興部 開発担当官 関係研究機関等担当課長 等
- ④事務局 本省大臣官房技術調査課、大臣官房公共事業調査室、 総合政策局建設施工企画課
- (2) 事務処理事項等

幹事会の事務処理事項等は以下のとおりとする。

- ①新技術活用システムに関する実施細則の作成及び見直し
- ②新技術活用システムに関する実施要領の見直し(軽微なものに限る。)
- ③連絡会議において審議すべき事項に関する整理・検討
- また、審議事項に関する整備局等間の必要な連絡調整等を行う。

# (3) その他

幹事会は、必要に応じ、幹事会事務局の課長補佐・係長、整備局等担当課長・課長補佐、研究 機関課長・課長補佐等により構成される作業班会議を設けることができる。作業班会議は、幹 事会事務処理事項等に関する資料の整理、実務レベルでの本省内及び整備局等・研究機関との 必要な連絡調整等を行う。

# 3. 新技術活用システムの運用

新技術活用システムは、本省及び整備局等が実施する「新技術情報の収集」、「新技術情報の提供」、「新技術の活用」、「新技術の事後評価」及び「新技術の活用促進」から構成されるものとし、「新技術の事後評価」を中核としたシステム全体の運用を通じて、有用な新技術の活用の促進を図るものとする。

本省及び整備局等は、新技術の活用促進のため、新技術に係る情報の共有及び提供を目的とする新技術情報提供システム(New Technology Information System)(以下「NETIS」という。)を整備する。

## 3.1 新技術情報の収集

整備局等は、技術開発者から、新技術に係る情報等を収集する。

(1)情報収集の対象及び方法

情報収集の対象は新技術の技術的事項及び経済性等の事項に関する情報等とし、技術開発者による NETIS への登録申請を通じて情報を収集する。

(2) NETIS への登録申請の受付

技術開発者による NETIS への登録申請の受付は、原則として当該技術開発者の所在地の地域にある技術事務所等に置く相談窓口(以下「申請窓口」という。)において行うものとし、平日の勤務時間内において受け付けるものとする。

なお、NETIS への登録申請者(以下「NETIS 申請者」という。)は、技術開発者に限るものとする。

(3) NETIS 申請者の同意事項

NETIS 掲載情報(3.2.1 (3)に規定する NETIS 掲載情報をいう。以下同じ。)の位置付け(「3.2.3 NETIS 掲載情報の位置付け」参照)、NETIS 掲載情報の取り扱い及び NETIS 登録技術(3.2.4 に規定する NETIS 登録技術をいう。以下同じ。) に付随する責任や義務等を規定する実施規約を別に定める。

NETIS 登録に当たっては、実施規約に対する NETIS 申請者の同意をもって申請を受け付けるものとする。

(4) 申請書類

NETIS への登録申請書類(以下「登録申請書類」という。)は、別紙-1のとおりとする。

(5) 申請受理の要件

申請窓口は、登録申請書類に記載されている情報等に基づき、可能な範囲で以下の要件につい て確認し、要件を満たすものについては、登録申請書類を受理するものとする。

なお、申請窓口は、申請時点において NETIS 掲載情報の提供が中止されている技術の NETIS 申請者からの登録申請又は NETIS 掲載情報が削除された技術の NETIS 申請者からの登録申請については、受付を拒否することができる。

- ①登録申請書類に不備(記載事項の遺漏)がないこと
- ②NETIS 申請者より申請された技術(以下「申請技術」という。)が新技術であること

③同一技術の再申請でないこと(「3.2.6 NETIS 掲載情報の変更・更新」による NETIS 登録 技術の内容等の変更申請の場合を除く。)。

ここに「同一技術」とは、以下のすべてに該当するものをいう。

- イ 申請技術の原理が、NETIS 登録技術(過去に NETIS 登録技術であったものを含む。)と同じ又は酷似している
- ロ 申請技術の適用範囲、適用効果が、イの NETIS 登録技術と同じ又は概ね同等である
- ハ 申請技術の技術開発者が、イの NETIS 登録技術の技術開発者と同じ又は同系列の組織に 属している等イの NETIS 登録技術の技術開発者の関係者とみなすことができる
- ④登録申請書類の「技術詳細説明資料」(以下「技術詳細資料」という。) に記載する従来技術 (以下「技術詳細資料に記載の従来技術」という。) が、当該技術の評価の比較対象として適 切であること

## (6) 知的財産権の確認

申請窓口は、NETIS 申請者からの登録申請を受け付けるに当たり、申請技術について特許権等知的財産権(申請中のものを含む。)の有無を NETIS 申請者に対し確認するものとする。

#### (7) NETIS への登録

NETIS への登録は、「(5)申請受理の要件」により申請を受理した技術について、登録申請書類に記載されている技術的事項及び経済性等の事項に関する情報等(以下「申請情報」という。)が NETIS に掲載されたことをもって登録されたものとし、初めて NETIS に掲載された日を「当初に NETIS に登録した日」とする。

# 3.2 新技術情報の提供

# 3.2.1 NETIS の運用

NETIS は、NETIS (申請情報) と NETIS (評価情報) 等に区分して運用するものとする。

#### (1) NETIS (申請情報)

NETIS (申請情報) には、申請情報を掲載するものとする。NETIS (申請情報) における申請情報の取り扱いについては、NETIS (評価情報) に掲載されている技術の情報と NETIS (評価情報) に掲載されていない技術の情報を、明確に区分するものとする。

さらに、NETIS (評価情報) に掲載されていない技術の申請情報の取り扱いについても、平成 17 年度以降に登録され技術詳細資料が提出されている技術の情報と、それ以外の技術の情報は、明確に区分するものとする。

#### (2) NETIS (評価情報)

NETIS (評価情報)には、評価会議等による事前審査、事後評価結果に関する情報等(以下「評価情報」という。)を掲載する。

## (3) NETIS に掲載された情報の公開

NETIS に掲載された申請情報及び評価情報(以下「NETIS 掲載情報」という。)は、原則として公開するものとする(「3.2.8 NETIS 掲載情報の提供の中止等」により、提供が中止されている技術の情報を除く。)。

#### 3.2.2 新技術に係る情報の提供

本省、整備局等及び関係研究機関は、NETIS の利用等により、NETIS 掲載情報その他の必要な情報の共有を行う。

また、有用な新技術の普及促進の観点から、インターネットの利用等により、関係府省、地方自治体、公共工事等に関係する事業を行う者等に対し、NETIS 掲載情報等の必要な情報提供を行う。

## 3.2.3 NETIS 掲載情報の位置付け

NETIS は、新技術に係る情報の共有及び提供を行うためのデータベースであり、その目的を達成する観点から、原則として NETIS 掲載情報について公開するものである。

NETIS 掲載情報の位置付けは以下のとおりであり、NETIS 掲載情報の公開に当たって明示するものとする。

- ①NETIS 掲載情報は、当該技術に関する証明、認証その他何ら技術の裏付けを行うものではなく、新技術活用に当たっての参考情報といった性格のものであること。
- ②特に、申請情報は、技術開発者からの申請に基づく情報であり、その内容について、国土交通省及び評価会議が評価等を行っているものではないこと。また、申請情報の NETIS 掲載に伴う苦情、紛争等への対応は、NETIS 申請者が行うものであり、国土交通省は何らの責任も有しないこと。
- ③評価情報は、当該技術の活用を行った結果に基づき評価を行ったものであり、個々の現場の 条件その他により評価は変わりうる等の性格を有するものであること。
- ④新技術の活用は、現場毎の条件の適合性等による判断に応じて設計・工事担当部署がそれぞれ行うものであり、評価結果に基づき当該技術の活用の実施が保証されるといった性格のものではないこと。
- ⑤特許権等知的財産権については、関係法令に基づき取り扱われるものであること。

# 3.2.4 NETIS 登録番号

NETIS (申請情報) に掲載される技術(以下「NETIS 登録技術」という。) には、個々の技術を整理識別するための番号として NETIS 登録番号を付与するものとする。

NETIS 登録番号は、登録整備局等識別記号、登録年度番号、受付番号、情報種別記号により構成される。

情報種別記号は、NETIS(評価情報)に掲載される技術には「-V」("Value"の頭文字)を、平成 17 年度以降に NETIS に登録され技術詳細資料が提出されている技術 (NETIS (評価情報) に掲載される技術を除く。) には「-A」("Application"の頭文字)を付与し、その他の技術には、情報種別記号は付与しないものとする。

既に NETIS 登録番号が付与されている技術については、以下のとおり取り扱うものとする。

- ①NETIS(評価情報)に掲載された時点で、既存の登録番号に「-V」を付したものに NETIS 登録番号を変更する。
- ②平成 17 年度以降に NETIS に登録され技術詳細資料が提出されている技術 (NETIS (評価情報) に掲載されている技術を除く。) については、この実施要領の施行と同時に、既存の登録番号に「-A」を付したものに NETIS 登録番号を変更する。

③その他の技術の NETIS 登録番号については、変更しないものとする。

# 3.2.5 NETIS 掲載期間

NETIS への掲載期間は、以下のとおりとする。

(1) NETIS (申請情報)

NETIS (申請情報) の掲載期限は、当分の間、当初に NETIS に登録した日の翌年度の4月1日から起算して5年を経過した日までとする。

なお、NETIS (評価情報) に掲載されている技術については、上記にかかわらず NETIS (評価情報) への掲載期間中、NETIS (申請情報) における掲載も継続される。

同一技術(「3.1 新技術情報の収集(5)申請受理の要件③」でいう同一技術をいう。以下同じ。)について再申請登録は認めないものとする。

(2) NETIS (評価情報)

NETIS (評価情報) の掲載期限は、NETIS (評価情報) に掲載された日の翌年度の4月1日 から起算して5年を経過した日までとする。

ただし、掲載期間中に当該技術について活用効果評価が実施され、NETIS(評価情報)に反映された場合のNETIS(評価情報)の掲載期限は、NETIS(評価情報)に反映した日の翌年度の4月1日から起算して5年を経過した日までに変更されるものとする。

なお、掲載期限が変更された場合においても、当該技術に対する掲載期限は、当初に NETIS に 登録した日の翌年度の4月1日から起算して10年を経過した日までを限度とし、上記ただし書 きにかかわらず、その日をもって掲載を終了する。

また、NETIS 申請者が、NETIS (評価情報) に掲載されている技術について改善を行ったとして申請を行った場合の NETIS 掲載期間の取り扱いは、「3.2.7 技術の改善が行われた場合の措置」によるものとする。

(3) 既存の NETIS 登録技術の取り扱い

既存の NETIS 登録技術の NETIS 掲載期間は、「4. 既存の NETIS 登録技術の取り扱い 4.2 NETIS への掲載期間」によるものとする。

#### 3.2.6 NETIS 掲載情報の変更·更新

整備局等は、以下に該当する場合に NETIS 掲載情報の変更・更新を実施する。

なお、以下の変更・更新が行われたことをもって、当該技術の NETIS 掲載期間は変更されないものとする。ただし、当該技術について活用効果評価、試行実証評価、事前審査が実施され、NETIS (評価情報) に反映された場合は、「3.2.5 NETIS 掲載期間 (2) NETIS (評価情報)」によるものとする。

イ NETIS 申請者から申請情報の変更・更新の申請があった場合

(「3.2.7 技術の改善が行われた場合の措置」に該当する場合を除く。)

NETIS 申請者から申請情報について追加や訂正等の申請があった場合は、「3.1 新技術情報の収集」の手続きに則り処理し、受理した情報について NETIS (申請情報) の申請情報の変更・更新を行うものとする。

ロ 事前審査又は事後評価の結果の更新等があった場合

事前審査又は事後評価の結果の変更・更新が生じた場合は、NETIS (評価情報)の評価情報の変更・更新を行うものとする。

# ハ NETIS 申請者の変更の申請があった場合

NETIS 申請者が当該技術の技術行使権原を有する者の場合であって、技術を開発した民間事業者等から当該技術の技術行使権原を有する者が変更となった旨の書面による通知があり、かつ新たな技術行使権原を有する者から NETIS 申請者の変更の申し出があった場合は、整備局等は、技術行使権原を有する者の変更の事実を確認し、問題がないと判断したときは、NETIS 申請者の変更を行うものとする。

ニ その他整備局等が必要と認める場合

# 3.2.7 技術の改善が行われた場合の措置

# (1) 技術の改善が行われた場合の手続き

技術開発者が NETIS (評価情報) に掲載されている技術の安全性・耐久性等の技術的事項について改善を行った場合、NETIS 申請者は、改善後の技術が改善前と比べて有意差のあることを示す根拠資料を添えて申請情報を申請窓口に提出することができる。

その場合の手続きについては、「3.1 新技術情報の収集」の手続きに則り処理するものとする。 改善後の技術について、「3.1 新技術情報の収集」の手続きに則り登録申請書類が受理された 場合、整備局等は新たな申請情報を NETIS (申請情報) に掲載するものとする。

また、NETIS 申請者は、「3.3.3.1 試行申請型 (発注者指定の場合)」「3.3.3.2 試行申請型 (請 負契約締結後提案の場合)」に申請することができる。

なお、新たな申請情報が NETIS (申請情報) に掲載されたことをもって、当該技術の NETIS 掲載期間は変更されないものとする。

#### (2)技術改善の審査

評価会議は、改善後の技術の活用が行われた場合、通常の活用効果評価に加え、当該技術の目的、機能等に照らして技術の改善が図られているか否かを審査する。技術改善の審査は、評価担当の整備局等の評価会議において行うものとする。

評価会議が、活用効果評価において、改善後の技術について改善前と比較して有意な差がある と認めた場合は、改善が行われた技術(以下「改善技術」という。)として「(3)改善技術の 取り扱い」により取り扱うものとする。

評価会議が、当該技術について、改善内容が軽微な改善である等の事由により改善技術として 取り扱うには不十分と判断した場合は、NETIS(申請情報)の変更(「(1)技術の改善が行わ れた場合の手続き」による変更)及び活用効果評価を踏まえた NETIS(評価情報)の所要の変 更のみを行うものとする。

## (3) 改善技術の取り扱い

改善技術は、新たな技術として取り扱うものとする。

#### ①NETIS 掲載期間

NETIS 掲載期間の起算日はリセットされるものとし、具体的には、(1) において新たな申請情報が NETIS (申請情報) に掲載された日を「当初に NETIS に登録された日」とみなして「3.2.5 NETIS 掲載期間」の運用を行う。

# ②NETIS 登録番号

NETIS 登録番号は、改めて付与するものとする。(申請のあった整備局等で対応する。)

# ③NETIS 掲載情報

NETIS 掲載情報は、改善前の技術と改善後の技術を明確に分離するものとする。

ただし、NETIS 掲載情報の利用者が、当該技術について判断するに当たり、改善前の実績や改善前の活用効果評価等の情報を有効に利用できるよう、改善前のNETIS 掲載情報についても改善後のNETIS 掲載情報との連動性、一覧性等を確保するものとする。

なお、改善前の NETIS 掲載情報についても改善後の NETIS 掲載期間は掲載を継続するものとする (NETIS 申請者から削除の申し出がある場合を除く。)。

# 3.2.8 NETIS 掲載情報の提供の中止等

整備局等は、以下に該当する場合には、NETIS 掲載情報の掲載中止又は削除を実施する。

# (1) NETIS 掲載情報の提供を中止する場合

以下のいずれかに該当する場合は、当該技術の NETIS 掲載情報の提供を中止する。

その場合、整備局等は、NETIS 申請者に提供を中止した旨を提供の中止に至った事由を付して通知するものとする(トの場合等、連絡が困難な場合は、登録申請書類に記載の連絡先に書面を送付することをもって通知したものとみなす。「通知」に関して以下同じ。)

ただし、NETIS 申請者から NETIS 掲載情報の提供の再開の申し入れがあり、かつ情報の提供を中止した事由が解消したことが明確に確認できた場合は、整備局等は情報の提供を再開する。

- イ 申請情報の内容に、虚偽・誇大表示若しくは他の技術の中傷表示が認められたとき又はそ の疑いがあるとき
- ロ 申請技術が、他の技術の知的財産権等を侵害したと認められたとき又は疑いがあるとき
- ハ 申請技術に関して、法律に基づく処罰等を受けたとき又は係争が生じたとき
- ニ 申請技術を適用した工事等で事故及び不具合等が生じた場合において、申請技術が原因で あると認められるとき又はその疑いがあるとき
- ホ NETIS 申請者が、整備局等と取り交わした実施規約等に違反したとき
- へ NETIS 申請者が技術開発者の技術行使権原を有する者である場合、新技術についてそれ を行使できる正当な権原を有していないこと又は技術行使権原を有する者が当該技術を開 発した民間事業者等と円滑な連絡が取れなくなったことを整備局等が確認したとき
- ト 登録申請書類に記載の連絡先でNETIS申請者と連絡がとれないことを整備局等が確認したとき

チ その他、整備局等又は評価会議が必要と認めたとき

なお、上記とは別に、機器のメンテナンス等の維持管理上の事由その他の事由により NETIS 掲載情報の全体又は一部の提供の中止を行うことがある。

#### (2) NETIS 掲載情報を削除する場合

以下のいずれかに該当する場合、当該技術の NETIS 掲載情報を NETIS から削除する。

その場合、整備局等は、NETIS 申請者に削除した旨を削除に至った事由を付して通知するものとする(イ及びロの場合を除く。)。

- イ NETIS 申請者が書面にて NETIS への掲載の削除を申し出たとき
- ロ 「3.2.5 NETIS 掲載期間」における NETIS の掲載期間が終了したとき
- ハ (1) イからへに該当する場合において、その事由の内容や事由が判明するに至った経緯等を総合的に勘案して、故意に基づくもの等悪質である又は重大であると整備局等又は評価会議が判断したとき
- 二 (1)トに該当する場合において、登録申請書類に記載の連絡先でNETIS 申請者と連絡がとれないことを整備局等が確認した日から6ヶ月以内にNETIS申請者から連絡先変更の申し出等がなく、その後、登録申請書類に記載の連絡先でNETIS申請者と連絡がとれないことを整備局等が改めて確認したとき
- ホ (1)により当該技術のNETIS 掲載情報の提供を中止してから、提供の中止の状態が1年以上継続したとき
- へ 整備局等及び評価会議が当該技術を標準的な技術と認めたとき
- ト その他、整備局等又は評価会議が必要と認めたとき

# 3.3 新技術の活用

新技術活用システムにおいて新技術の活用を行う技術は、NETIS 登録技術とする。

新技術の活用に当たっては、必要に応じて事前審査を行うものとする。また、活用の実施とあ わせて事後評価の基礎となる資料等の収集のため必要な調査を行う。

新技術の活用は、「試行申請型」、「発注者指定型」、「施工者希望型」、「フィールド提供型」の4つの型を基本として実施する。

#### 3.3.1 事前審査

事前審査とは、申請情報等に基づき技術の成立性や直轄工事等における活用の妥当性を確認する審査のことをいう。

評価会議は、「試行申請型」、「フィールド提供型」の場合又は発注事務所からの依頼があった場合に事前審査を行うものとする。事前審査は、原則として「フィールド提供型」については試行調査を行った事務所において行うものとし、それ以外においては評価担当の整備局等における評価会議において行うものとする。また、第三者機関(「3.3.2.2 活用効果調査」に規定する第三者機関をいう。)による技術審査証明を受けている場合には、評価会議は、その内容に基づき事前審査を行うことができる。

評価会議事務局は、事前審査に際して、必要に応じて、事後評価を実施していない技術(以下、「事後評価未実施技術」という)について関係研究機関に対して安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する確認を依頼することができる。

発注事務所は、新技術の活用に当たって、「発注者指定型」「施工者希望型(請負契約締結後提案の場合)」で事後評価未実施技術を活用する場合は、必要に応じて、評価会議に事前審査を依頼することができる。

事前審査の結果については、原則として NETIS (評価情報) に登録し公表するものとし、公表 に先立ち事前審査の結果を NETIS 申請者に通知するものとする。

事前審査の結果の公表の手続きについては「3.4.3 事後評価結果の公表について」を準用する。

また、事前審査結果に関する不服等の受付については「3.4.4 事後評価結果に関する不服等について」を準用するものとする。ただし、工事等の工程上の関係から上記の手続きに拠り難い場合は、評価会議は、提出期限の短縮その他の必要な対応をすることができるものとする。

# 3.3.2 活用に係る調査

事後評価の基礎となる資料等の収集のため、活用の実施にあわせて、「試行調査」、「活用効果調査」「追跡調査」を行うものとする。

活用に係る調査は、本要領の各調査に係る規定に基づき適切な時期に実施するものとする。ただし、工事等の完了までの調査が妥当ではない耐久性等の事項については、個々の技術の内容に応じて、活用の実施後、一定の時間が経過した適切な時期に実施(複数回にわたり調査する場合を含む。) するものとする。

調査結果は、本省及び整備局等において共有するものとするが、原則として公表しない。

# 3.3.2.1 試行調査

試行調査は、直轄工事等において技術の成立性等申請情報の妥当性を確認するために行う調査 である。

試行調査は、「試行申請型」「フィールド提供型」において活用される技術を対象に実施するものとする。

試行調査の調査内容については、別紙-2に定めるものとする。

試行調査の実施主体は、NETIS申請者とし、調査の目的に合致する調査内容、調査方法等により調査を実施するものとする。

# 3.3.2.2 活用効果調査

活用効果調査は、工程、品質・出来形、安全性、施工性、耐久性、環境等の技術的事項及び経済性等の事項について、当該技術の適用範囲において従来技術との比較を行い、主として技術の優位性を確認するために行う調査である。

活用効果調査の調査内容は、別紙-3のとおりである。

活用効果調査は、直轄工事等において当該新技術の活用が行われる毎に行うものとし、発注事務所に加え、施工者(当該工事等の請負者等をいう。以下同じ。)・NETIS 申請者も実施するものとする。

活用効果調査の実施主体は、「発注者指定型」、「施工者希望型」の場合は発注事務所及び施工者、「試行申請型」「フィールド提供型」の場合は発注事務所及びNETIS申請者又は施工者それぞれが実施するものとする。ただし、活用を行う対象技術が材料、製品等の場合は、原則として経済性、品質・出来形、安全性、環境のみの簡易な調査とすることができるものとする(以下「活用効果調査(材料・製品版)」という)。ただし、材料または製品等の場合でも、工程又は施工性に影響がある技術については、通常どおり工程、品質・出来形、安全性、施工性、耐久性、環境等の技術的事項及び経済性等の事項について調査を行うものとする。

申請窓口は、申請技術が材料、製品等の場合、活用効果調査(材料・製品版)により調査するか否かを判断する。

調査結果は、当該新技術の活用の終了後又は活用を行った工事等の完了検査終了後速やかに活用を行った発注事務所が存する整備局等の技術事務所等に提出するものとする。個々の活用において発注事務所及び施工者又は NETIS 申請者が実施した個々の活用に対する活用効果調査結果のとりまとめは、当該技術事務所等が行うものとする。

発注事務所は、対象となる技術が難度の高い事後評価未実施技術の場合については、評価会議 事務局を通じて関係研究機関に対して、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関 する確認を依頼することができる。

また、施工者・NETIS 申請者が活用効果調査を行うに当たり、対象となる技術が、事後評価未 実施技術の場合にあっては、信頼度の高い調査結果を得る観点から、調査方法及び調査結果につ いて第三者機関等(難度の高い事後評価未実施技術の場合は第三者機関に限る。)の確認を受ける ことができるものとする。

ここに、「第三者機関」とは、公共工事等に関する技術の審査に精通する民法第33条に規定する法人をいい、「第三者機関等」とは、第三者機関及び当該技術分野に精通する大学等の専門家をいう。

評価会議は、調査に対する確認能力、各地域における実行性等の観点から、活用効果調査の確認を行う者として適切と認められる第三者機関等を選定し、選定された者(法人を含む。)の意向を確認した上で、当該整備局における第三者機関等として登録するものとする。なお、登録の抹消等については、評価会議が別に定めるものとする。

#### 3.3.2.3 追跡調査

追跡調査は、工事等の完了までの調査が妥当ではない耐久性等の確認が必要な技術や、ある程度時間がたたないと効果の発現が起きない技術等について、一定の時間が経過した適切な時期に調査を行い、個々の技術の内容に応じて技術の効果を確認するために行う調査(複数回にわたり調査する場合を含む。)である。

追跡調査の調査様式は、別紙-5のとおりである。

評価担当の整備局等の評価会議は、1回目の事後評価の際に追跡調査の必要の有無を判断するものとする。追跡調査は、評価担当の整備局等の評価会議が必要であると判断した場合に行うものとする。

追跡調査の実施主体は、追跡調査の対象を管理する事務所等とし、評価会議が決定した調査の 目的に合致する調査内容、調査方法等により調査を実施するものとする。

調査結果は、追跡調査の終了後速やかに追跡調査を行った事務所が存する整備局等の技術事務 所等に提出するものとする。

## 3.3.3 活用の実施

# 3.3.3.1 試行申請型(発注者指定の場合)

試行申請型(発注者指定の場合)は、事後評価未実施技術を対象に、NETIS 申請者の申請に基づき、事前審査の結果を踏まえて活用を行う型をいう。

# (1)対象とする技術

NETIS 登録技術のうち、事後評価未実施技術(かし発生時の修補が困難な技術を除く。)で

あって、当該技術の適用範囲において従来技術に比べ活用の効果が同程度以上と評価される見込みがある技術を対象とする。なお、「試行申請型」で一度試行調査を実施した技術については、「試行申請型」の対象外とする(「3.5.2 少実績優良技術」に規定する「(1) 対象とする技術」の場合を除く。)。

(2) 実施形態

NETIS 申請者の申請による。

- (3) 手続き
- 1) NETIS 申請者からの申請の受付

NETIS 申請者からの申請の受付は、申請窓口において行うものとし、平日の勤務時間内において受け付けるものとする。なお、NETIS 登録技術以外の技術については、NETIS への登録申請と試行申請型の申請を同時に受け付けることができるものとする。

2) 申請書類

申請書類は、別紙-6のとおりとする。

3) 申請受理の要件

申請窓口は、以下の要件について確認し、要件を満たすものについては、申請書類を受理するものとする。

- ①申請書類に不備(記載事項の遺漏)がないこと
- ②NETIS 登録技術であること
- 4) 事前審査

評価会議は、事前審査を行うものとする。

評価会議は、事前審査に当たり、申請情報等に基づき、安全性・耐久性等の技術的事項及び 経済性等の事項に関する確認を行う。

評価会議事務局は、事前審査に際して、必要に応じて、関係研究機関に対して安全性・耐久 性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する確認を依頼することができる。

なお、評価会議(依頼を受けた場合の関係研究機関を含む。)は、技術的事項及び経済性等の事項に関する確認に当たり、NETIS 申請者の同意を得て、以下の措置を行うことができる。また、以下の措置の実施に際して費用が発生した場合、NETIS 申請者に負担を求めることができる。

- ①技術開発者に対し、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する追加の情報等を求めること。
- ②技術開発者に対し、技術的事項及び経済性等の事項に関する情報を求めるためヒアリング 等を実施すること。
- ③建設技術の各分野における高い専門的知見を有する者等に対し、意見を聴取すこと。
- ④その他技術的事項及び経済性等の事項に関する確認のために必要な措置を行うこと。
- 5) 事前審査結果の通知・公表

整備局等は、4)の事前審査の結果を NETIS 申請者に通知するものとする。

また、整備局等は、事前審査の結果を NETIS (評価情報) に登録し、公表するものとする。

6) 試行調査現場の選定

整備局等は、事前審査で活用の実施が妥当と判断された技術(以下「実施技術」という。)

について、NETIS 申請者の活用条件の希望等を踏まえて、発注事務所に対し試行調査を実施する現場(以下「試行調査現場」という。)の照会を行い、受け入れ可能な現場より試行調査現場を選定する。

なお、試行調査現場の照会期限は、当分の間、NETIS(評価情報)掲載期限までとし、その期間内に該当する試行調査現場がみつからない場合は、試行調査実施を中止するものとし、その旨を NETIS 申請者に通知する。

## 7) 従来技術の確認

従来技術は、原則としてNETIS申請者が申請し、申請窓口で確認された、技術詳細資料に記載の従来技術とする。

#### 8) 試行調査計画の作成・確認

整備局等は、NETIS 申請者が作成する試行調査計画原案に基づき試行調査計画を作成するものとする。

試行調査計画には、試行工事等の規模・現地条件等の実施概要、試行時の調査項目・調査方法等の調査概要及び試行に当たっての留意点その他の必要な事項を記載するものとする。試行時の調査項目等は、NETIS 申請者の希望等も勘案したうえで決めるものとする。

整備局等は、原則として試行調査実施前に評価会議に試行調査計画を報告し、評価会議による試行調査計画の確認を受けなければならない。

なお、評価会議事務局は、対象となる技術が難度の高い事後評価未実施技術の場合は、試行 調査計画の確認に先立ち、関係研究機関に対して計画内容の確認を依頼することができるもの とする。

#### 9)技術の指定

発注事務所は、工事等の発注に当たり、特記仕様書において当該工事等に用いる実施技術を 指定するものとする。

#### 10)活用の費用負担

発注事務所は、活用の実施に必要な費用を活用の実施工事等の工事費に計上するものとする。 活用の実施に必要な費用は、原則として活用を行う工事等の実施箇所において標準的に使用 される従来技術を用いた場合の標準積算額を上限とし、活用に当たり標準積算額を超える費用 が生じる場合は、試行調査にかかる費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。

ただし、評価会議により画期的な技術と見込まれた技術又は評価会議が従来技術に比べて優れた効果が見込まれ標準積算額を超える費用負担について考慮すべきと判断した技術については、この限りではない。

また、事後評価未実施技術を用いることで標準積算額を下回る場合は適切な費用を計上する。 11)試行調査

試行調査は、直轄工事等において技術の成立性等申請情報の妥当性を確認するために行う調査であり、NETIS 申請者が試行調査計画に基づき実施する。試行調査に係る費用は、NETIS申請者の負担とする。

試行調査の調査内容については、別紙-2に定めるものとする。なお、発注事務所は、対象となる技術が難度の高い事後評価未実施技術の場合は、調査内容、調査方法等について、評価会議事務局を通じて関係研究機関の事前の確認を受けることができるものとする。

# 12)活用効果調査

活用効果調査は、発注事務所、NETIS 申請者それぞれが行うものとする。(別紙-3)

発注事務所は、対象となる技術が難度の高い事後評価未実施技術の場合は、評価会議事務局を通じて関係研究機関に対して、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する確認を依頼することができるものとする。

なお、関係研究機関において確認等を行うに当たって、専門家からなる検討会の開催に伴う 費用や試験の実施に伴う費用その他の特別な費用が発生する場合は、NETIS 申請者が評価会 議を通じて関係研究機関に対して依頼を行うものとし、当該費用は NETIS 申請者の負担とす る。

NETIS 申請者による活用効果調査に当たっては、信頼度の高い調査結果を得る観点から、 調査方法及び調査結果について第三者機関等(難度の高い事後評価未実施技術の場合は第三者 機関に限る。)の確認を受けることができるものとする。なお、調査費用は、NETIS 申請者 の負担とする。

# 3.3.3.2 試行申請型(請負契約締結後提案の場合)

試行申請型(請負契約締結後提案の場合)は、試行調査現場の照会について対象となっている 技術を対象に、請負契約締結後における施工者の技術提案申請に基づき、活用を行う型をいう。

# (1)対象とする技術

試行調査現場の照会について対象となっている技術のうち、施工者が自社の請負工事等において用いることを希望する技術を対象とする。

#### (2) 実施形態

施工者が入札契約後に技術提案を行い発注事務所が活用を受理した新技術を活用することによる。

#### (3) 手続き

以下1)  $\sim$  7) の規定以外については、「3.3.3.1 試行申請型(発注者指定の場合)(3) 手続き1)  $\sim$  5) 及び7)、8)」に規定する手続きによる。

1) 試行調査現場の照会について対象となっている技術の周知

整備局等は、試行調査現場の照会について対象となっている技術について、NETIS 申請者の活用条件の希望等を踏まえて、施工者に対し周知を行う。

#### 2) 施工者からの活用申請

施工者からの活用申請の受付は、発注事務所において行う。

なお、活用申請に際して、施工者はNETIS申請者と試行調査の実施等について協議を行うものとする。

また、施工者とNETIS申請者が協議した結果、NETIS申請者が試行調査を希望しない場合には、「3.3.3.5 施工者希望型(請負契約締結後提案の場合)」による活用とする。

# 3)申請書類

申請書類は、別紙-6のとおりとする。

# 4) 申請受理の要件

発注事務所は、以下の要件について確認し、対象工事等において技術提案のあった新技術(本

項において「提案技術」という。)の活用の妥当性を判断し、活用を行うことが適切であると 判断した場合は、施工者が提出する申請書類を受理する。

- ①「(1)対象とする技術」に該当する新技術であること。
- ②提案技術が、安全性・耐久性等の技術的事項が当該工事等で求める要件を満足するものであること。

発注事務所は、施工者から提出される申請書(別紙-6)を技術事務所(港湾・空港に係る 技術については整備局等本局)へ送付する。

#### 5)活用の実施

現場での活用は、工事請負契約書に基づき施工者が実施する。

#### 6) 試行調查

試行調査は、NETIS 申請者が試行調査計画に基づき実施し、試行調査に係る費用は、NETIS 申請者の負担とする。

試行調査の調査内容については、別紙-2に定めるものとする。

#### 7)活用効果調査

活用効果調査は、発注事務所、施工者それぞれが行うものとする。(別紙-3)

発注事務所は、対象となる技術が難度の高い事後評価未実施技術の場合は、評価会議事務局を通じて関係研究機関に対して、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する確認を依頼することができるものとする。

なお、関係研究機関において確認等を行うに当たって、専門家からなる検討会の開催に伴う 費用や試験の実施に伴う費用その他の特別な費用が発生する場合は、施工者が評価会議を通じ て関係研究機関に対して依頼を行うものとし、当該費用は施工者の負担とする。

施工者による活用効果調査に当たっては、信頼度の高い調査結果を得る観点から、調査方法 及び調査結果について第三者機関等(難度の高い事後評価未実施技術の場合は第三者機関に限 る。)の確認を受けることができるものとする。

#### 3.3.3.3 発注者指定型

発注者指定型は、直轄工事等における現場ニーズ・行政ニーズ等により必要となる NETIS 登録技術を対象に、直轄工事等における新技術の適用範囲と活用効果等の確認又は有用な新技術の活用の促進を目的として、工事等の発注に当たって発注者が新技術を指定することにより活用を行う型をいう。

#### (1) 対象とする技術

直轄工事等における現場ニーズ・行政ニーズ等により必要となる NETIS 登録技術を対象とする。

なお、発注事務所は、工事等の発注に当たり NETIS に登録されていない新技術を指定する予定がある場合には、工事等に先立ち、当該技術の技術開発者に対し、「3.1 新技術情報の収集」の手続きに則り NETIS 登録申請を行うよう要請するものとする。

工事等の発注に当たり、やむを得ずNETIS に登録されていない新技術を指定する場合は、発注事務所は、活用の実施前までに「3.1 新技術情報の収集」の手続きに則り登録申請書類が受理されるよう努めるものとする。

この場合、活用の実施前までに登録申請書類が受理された場合は、発注者指定型による活用と みなすものとする。(活用の実施前までに登録申請書類が受理されていない場合は、当該技術の 活用は発注者指定型による活用とみなさない。)

# (2) 実施形態

発注事務所が、工事等の発注に当たり NETIS 登録技術(活用の実施前までに登録申請書類が 受理される見込みのある新技術を含む。本項において以下同じ。)を指定することによる。

なお、発注事務所は、新技術活用システムの趣旨を踏まえ、NETIS 登録技術以外の新技術の 指定は極力避けるものとする。

#### (3) 手続き

#### 1)技術の指定

発注事務所は、工事等の発注に当たり、特記仕様書において当該工事等に用いる NETIS 登録技術を指定するものとする。

# 2) 従来技術の確認

従来技術は、原則としてNETIS申請者が申請し、申請窓口で確認された、技術詳細資料に記載の従来技術とする。

## 3) 新技術活用計画書の提出

発注事務所は、新技術の活用を行う場合は新技術活用計画書を作成し、技術事務所(港湾・空港に係る技術については整備局等本局)に提出するものとする。

#### 4) 事前審査又は事前確認

発注事務所は、指定する技術が事後評価未実施技術の場合は、技術の指定に先立ち、必要に 応じて評価会議に対して事前審査を依頼することができる。

なお、発注事務所は、評価会議に対して事前審査を依頼しない場合又は依頼できない場合に あっては、事前確認として、申請情報等に基づき、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性 等の事項に関する確認を行うものとする。

評価会議事務局は、事後評価未実施技術の事前審査に際しては、必要に応じて、関係研究機 関に対して安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する確認を依頼することが できる。

発注事務所又は評価会議(依頼を受けた場合の関係研究機関を含む。)は、技術的事項及び 経済性等の事項に関する確認に当たり、NETIS 申請者の同意を得て、以下の措置を行うこと ができる。また、以下の措置の実施に際して、費用が発生した場合、NETIS 申請者に負担を 求めることができる。

- ①技術開発者に対し、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する追加の情報等を求めること。
- ②技術開発者に対し、技術的事項及び経済性等の事項に関する情報を求めるためヒアリング等を実施すること。
- ③建設技術の各分野における高い専門的知見を有する者等に対し、意見を聴取すること。
- ④その他技術的事項及び経済性等の事項に関する確認のために必要な措置を行うこと。

# 5)活用の費用負担及び発注

発注者は、活用を行う工事等の発注に当たり、新技術を指定し、活用の実施に必要な費用を

当該工事等の工事費に計上するものとする。

# 6)活用効果調査

活用効果調査は、別紙-3により活用を行う発注事務所、施工者それぞれが行うものとする。 発注事務所は、対象となる技術が難度の高い事後評価未実施技術の場合は、評価会議事務局を 通じて関係研究機関に対して、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する確 認を依頼することができるものとする。

関係研究機関において確認等を行うに当たって、専門家からなる検討会の開催に伴う費用や 試験の実施に伴う費用その他の特別な費用が発生する場合は、当該費用は発注者の負担とする。 なお、施工者による活用効果調査に当たっては、活用を行う技術が事後評価未実施技術の場 合は、信頼度の高い調査結果を得る観点から、調査方法及び調査結果について第三者機関等(難 度の高い事後評価未実施技術の場合は第三者機関に限る。)の確認を受けることができるもの とし、その費用は当該工事等の工事費(発注者指定を契約後に行った場合は設計変更により対 応)に計上するものとする。

# 3.3.3.4 施工者希望型(総合評価方式における技術提案の場合)

施工者希望型(総合評価方式における技術提案の場合)は、総合評価方式における技術提案に 基づき施工者が NETIS 登録技術の活用を行う型をいう。

# (1)対象とする技術

入札参加者が総合評価方式における技術提案として提案した NETIS 登録技術を対象とする。 なお、NETIS に登録されていない新技術については、技術提案の提出時までに「3.1 新技術 情報の収集」の手続きに則り登録申請書類が受理された場合は、施工者希望型(総合評価方式 における技術提案の場合)による活用とみなすものとする。(技術提案の提出時までに登録申請 書類が受理されていない場合は、施工者希望型の総合評価方式における技術提案とみなさな い。)

# (2) 実施形態

入札参加者が入札・契約等手続き時に技術提案を行い、入札契約の結果、技術提案した新技術 (本項において「提案技術」という。)の活用を行うことによる。

#### (3) 手続き

## 1) 入札参加者からの技術提案

総合評価方式を適用する入札・契約等手続きにおいて、入札参加者は、入札説明書等に従い、技術提案を行う。なお、施工者希望型を適用する工事等の公告においては、技術提案においてNETIS 登録技術を提案する場合は加算点の加点対象となりうること、NETIS 登録技術を含む技術提案により受注した場合は施工者の負担により(3)9)に規定する活用効果調査の実施を義務づけることを明記することとする。

# 2) 技術提案書類

技術提案書類は、入札説明書等における技術資料の提出様式等のとおりとする。

- 3) 施工者希望型での活用とする要件
  - ①「(1)対象とする技術」に該当する新技術であること。
  - ②提案技術が、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項が当該工事等で求める要

件を満足するものであること

4) 提案技術の審査(この実施要領における「事前審査」として取り扱わないものとする。) 技術提案の審査は、従前から実施している総合評価方式の手続きによるものとし、入札時 VE 審査委員会(簡易型総合評価方式の場合は、技術審査会)において行うことを基本とする。

なお、発注事務所は提案技術が事後評価未実施技術の場合、その他必要と認める場合には、 提案技術の審査に際し、評価会議に対して又は評価会議を通じて関係研究機関に対して、技術 提案書類等に基づく安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する確認を依頼す ることができる。

#### 5) 技術提案への措置

事後評価において有用とされた新技術について活用を行うとする提案があった場合の措置は、「3.5.5 施工者による新技術の活用を促進するための方策 (1)技術提案への措置(総合評価方式における技術提案の場合)」によるものとする。

# 6) 活用の費用負担

活用の費用負担は、施工者の負担とする。

#### 7) 従来技術の確認

従来技術は、原則としてNETIS申請者が申請し、申請窓口で確認された、技術詳細資料に記載の従来技術とする。

# 8) 新技術活用計画書の提出

発注事務所は、前項までの手続きにより請負契約を締結した工事等において、技術提案された NETIS 登録技術を活用する場合は、新技術活用計画書を作成し、技術事務所(港湾・空港に係る技術については整備局等本局)に提出するものとする。

#### 9)活用効果調査

活用効果調査は、別紙-3により活用を行う発注事務所、施工者それぞれが行うものとする。 発注事務所は、対象となる技術が難度の高い事後評価未実施技術の場合は、評価会議事務局 を通じて関係研究機関に対して、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する 確認を依頼することができるものとする。

なお、関係研究機関において確認を行うに当たって、専門家からなる検討会の開催に伴う費用や試験の実施に伴う費用その他の特別な費用が発生する場合は、施工者の同意の上で、施工者が評価会議を通じて関係研究機関に対して依頼を行うものとし、当該費用は施工者の負担とする。また、施工者による活用効果調査に当たっては、活用を行う技術が事後評価未実施技術の場合は、信頼度の高い調査結果を得る観点から、調査方法及び調査結果について第三者機関等(難度の高い事後評価未実施技術の場合は第三者機関に限る。)の確認を受けるよう施工者に依頼することができるものとし、その費用は施工者が負担するものとする。

# 3.3.3.5 施工者希望型(請負契約締結後提案の場合)

施工者希望型(請負契約締結後提案の場合)は、請負契約締結後における技術提案申請に基づき施工者が NETIS 登録技術の活用を行う型をいう。

なお、技術提案が契約後 VE 方式に基づく場合については、(3) 5) ~ 7) の規定を除き、平成 13 年 3 月 30 日付け国官地第 24 号、国官技第 79 号、国営計第 81 号「契約後 VE 方式の試

行にかかる手続きについて」(以下、契約後 VE 通知という。)の規定によることを基本とする。

# (1) 対象とする技術

NETIS 登録技術のうち、施工者が自社の請負工事等において用いることを希望する技術を対象とする。

NETIS に登録されていない新技術については、活用の実施前までに「3.1 新技術情報の収集」の手続きに則り登録申請書類が受理された場合は、施工者希望型(請負契約締結後提案の場合)による活用とみなすものとする。(活用の実施前までに登録申請書類が受理されていない場合は、当該技術の活用は施工者希望型による活用とみなさない。)

なお、契約後 VE 方式に基づく技術提案の場合は、契約後 VE 通知に規定されている提案の提出期間内に登録申請書類が受理されていなければならない。(契約後 VE 通知に規定されている提案の提出期間内に登録申請書類が受理されていない場合は、契約後 VE として扱わない。)

## (2) 実施形態

施工者が、入札契約後に技術提案を行い発注事務所が活用を確認又は承諾した新技術を活用することによる。

# (3) 手続き

1) 施工者からの活用申請の受付

施工者からの活用申請の受付は、発注事務所において行う。

#### 2) 申請書類

申請書類は、別紙-6のとおりとする。

3)申請受理の要件

発注事務所は、以下の要件について確認し、対象工事等において技術提案のあった新技術(本項において「提案技術」という。)の活用の妥当性を判断し、活用を行うことが適切であると判断した場合は、施工者が提出する申請書類を受理する。

- ①「(1)対象とする技術」に該当する新技術であること。
- ②提案技術が、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項が当該工事等で求める要件を満足するものであること

発注事務所は、提案技術が事後評価未実施技術の場合は、施工者から提出される申請書(別紙-6)を技術事務所(港湾・空港に係る技術については整備局等本局)へ送付する。

- 4) 提案技術の事前審査又は事前確認
- 「3)申請受理の要件」②の確認に当たり、提案技術の事前審査又は事前確認を行うことができるものとする。

発注事務所は、提案技術が事後評価未実施技術の場合は、必要に応じて評価会議に対して事 前審査を依頼することができる。

評価会議事務局は、事後評価未実施技術の事前審査に際しては、必要に応じて、関係研究機関に対して安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する確認を依頼することができる。

なお、発注事務所又は評価会議(依頼を受けた場合の関係研究機関を含む。)は、技術的事項及び経済性等の事項に関する確認に当たり、施工者の同意を得て、以下の措置を行うことができる。また、以下の措置の実施に際して費用が

生じた場合、施工者に負担を求めることができる。

- ①技術開発者に対し、安全性・耐久性等の技術的事項に関する追加の情報等を求めること。
- ②技術開発者に対し、技術的事項及び経済性等の事項に関する情報を求めるためヒアリング 等を実施すること。
- ③建設技術の各分野における高い専門的知見を有する者等に対し、意見を聴取すること。
- ④その他技術的事項及び経済性等の事項に関する確認のために必要な措置を行うこと。

#### 5) 従来技術の確認

従来技術は、NETIS申請者が申請し、申請窓口で確認された、技術詳細資料に記載の従来技術とする。

#### 6) 新技術活用計画書の提出

発注事務所は、新技術活用計画書を作成し、技術事務所(港湾・空港に係る技術については 整備局等本局)に提出するものとする。

# 7) 設計変更等

発注事務所は、当該技術提案が設計図書等で定められた事項に係るものでない場合は、設計 変更を行わない。

また、当該技術提案が設計図書等で定められた事項に係るものである場合は、設計変更を行うものとする。

# 8)活用効果調査

活用効果調査は、別紙-3により活用を行う発注事務所、施工者それぞれが行うものとする。 発注事務所は、対象となる技術が難度の高い事後評価未実施技術の場合は、評価会議事務局を 通じて関係研究機関に対して、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する確 認を依頼することができるものとする。

なお、関係研究機関において確認等を行うに当たって、専門家からなる検討会の開催に伴う 費用や試験の実施に伴う費用その他の特別な費用が発生する場合は、施工者が評価会議を通じ て関係研究機関に対して依頼を行うものとし、当該費用は施工者の負担とする。

なお、施工者による活用効果調査に当たっては、活用を行う技術が事後評価未実施技術の場合は、信頼度の高い調査結果を得る観点から、調査方法及び調査結果について第三者機関等(難度の高い試行技術事後評価未実施技術の場合は第三者機関に限る。)の確認を受けることができるものとし、その費用は施工者が負担するものとする。

#### 3.3.3.6 フィールド提供型

フィールド提供型は、直轄工事等における現場ニーズ・行政ニーズ等により、具体のフィールドを想定して求める技術要件を明確にしたうえで、広く技術開発者から技術提案の募集を行い、NETIS 申請者から応募された NETIS 登録技術について審査・選考し、工事等の発注に当たって発注者が選考された新技術を指定することにより活用を行う型をいう。

#### (1)対象とする技術

直轄工事等における現場ニーズ・行政ニーズ等により、具体のフィールドを想定して求める技術要件に対し、適当と認められる NETIS 登録技術を対象とする。

NETIS に登録されていない技術の応募については、技術開発者が NETIS 登録申請を同時に

行うことを応募の要件とする。

# (2) 実施形態

整備局等が NETIS 申請者 (NETIS 登録申請を同時に行う技術開発者を含む。本項において以下同じ。) から新技術提案の募集を行い、評価会議が適当と認める技術を選考することによる。

#### (3) 手続き

# 1)技術募集テーマの設定

整備局等は、現場ニーズ、行政ニーズを踏まえ、新技術の募集に係るテーマ及び条件等を検討し、技術募集テーマを設定する。

#### 2) 新技術提案の募集

整備局等は、設定された技術募集テーマに基づき、NETIS 申請者から新技術提案の募集を行う。NETIS 申請者からの応募申請の受付は、募集時に定める方法により整備局等の受付窓口において行うものとする。

なお、NETIS への登録申請とフィールド提供型への応募申請は同時に受け付けることができるものとする。この際、NETIS への登録申請の受付その他の手続きについては、募集時に定める整備局等の受付窓口と技術事務所等は、連携を図り処理するものとする。

#### 3)申請書類

申請書類は、技術提案の募集時に別に定める技術資料の提出様式等とする。

# 4) 申請受理の要件

整備局等は、以下の要件について確認し、要件を満たすものについては、申請書類を受理するものとする。

- ①申請書類に不備がないこと
- ②NETIS 登録技術であること(応募申請と NETIS への登録申請が同時に行われる新技術を含む。)

# 5) 事前審査

評価会議は、応募により提案された新技術(本項において「提案技術」という。) について 提供フィールドでの活用のための事前審査を実施する。

評価会議は、事前審査に当たり、申請書類に基づく安全性・耐久性等の技術的事項及び経済 性等の事項に関する確認を行う。

評価会議事務局は、事前審査に際して、必要に応じて、関係研究機関に対して安全性・耐久 性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する確認を依頼することができる。

なお、評価会議(依頼を受けた場合の関係研究機関を含む。)は、技術的事項及び経済性等の事項に関する確認に当たり、以下の措置を行うことができる。また、以下の事項に関する費用が発生した場合、NETIS 申請者に対し同意を得たうえで、負担を求めることができる。

- ①技術開発者に対し、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する追加の情報等を求めること。
- ②技術開発者に対し、技術的事項及び経済性等の事項に関する情報を求めるためヒアリング等を実施すること。
- ③建設技術の各分野における高い専門的知見を有する者等に対し、意見を聴取すること。
- ④その他技術的事項及び経済性等の事項に関する確認のために必要な措置を行うこと。

# 6) 技術選考等

評価会議は、必要に応じて、提案技術について事前審査における技術的事項及び経済性等の 事項に関する確認結果に基づき、提案技術の審査及び当該フィールドで活用する技術の選考 を行うものとする。

#### 7) 技術選考等の通知・公表

整備局等は、6)の技術選考等の結果を NETIS 申請者に通知するものとする。 また、インターネット等により、6)の技術選考等の結果を公表するものとする。

## 8) 試行調査計画の作成・確認

整備局等は、原則として、NETIS 申請者が作成する試行調査計画原案に基づき試行調査計画を作成するものとする。

試行調査計画には、提供するフィールドにおける活用工事等の規模・現地条件等の実施概要、活用時の調査項目・調査方法等の調査概要及び活用に当たっての留意点その他の必要な事項を記載するものとする。

整備局等は、原則として活用実施前に評価会議に試行調査計画を報告し、評価会議による試行調査計画の確認を受けなければならない。

なお、評価会議事務局は、対象となる技術が難度の高い事後評価未実施技術の場合は、試行 調査計画の確認に先立ち、関係研究機関に対して計画内容の確認を依頼することができるもの とする。

#### 9)活用の費用負担及び発注

発注事務所は、フィールド提供に係る工事等の発注に当たり、選考された新技術を指定し、 活用の実施に必要な費用を工事費に計上し発注するものとする。

詳細については提案募集時に定める方法による。

#### 10) 従来技術の確認

従来技術は、原則としてNETIS申請者が申請し、申請窓口で確認された、技術詳細資料に記載の従来技術とする。

# 11)新技術活用計画書の提出

発注事務所は、新技術活用計画書を作成し、技術事務所(港湾・空港に係る技術については 整備局等本局)に提出するものとする。

## 12) 試行調査

NETIS 申請者は、試行調査を行うものとする。調査に係る費用は、NETIS 申請者の負担とする。

試行調査の調査内容については、別紙-2に定めるものとする。なお、発注事務所は、対象となる技術が難度の高い事後評価未実施技術の場合は、調査内容、調査方法等について、評価会議事務局を通じて関係研究機関の事前の確認を受けることができるものとする。

# 13)活用効果調査

活用効果調査は、発注事務所、NETIS 申請者それぞれが行うものとする。(別紙-3)

発注事務所は、対象となる技術が難度の高い事後評価未実施技術の場合は、評価会議事務局を通じて関係研究機関に対して、安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項に関する確認を依頼することができるものとする。

なお、関係研究機関において確認等を行うに当たって、専門家からなる検討会の開催に伴う 費用や試験の実施に伴う費用その他の特別な費用が発生する場合は、NETIS 申請者が評価会 議を通じて関係研究機関に対して依頼を行うものとし、当該費用は NETIS 申請者の負担とす る。

NETIS 申請者による活用効果調査に当たっては、信頼度の高い調査結果を得る観点から、調査方法及び調査結果について第三者機関等(難度の高い事後評価未実施技術の場合は第三者機関に限る。)の確認を受けることができるものとする。なお、調査費用は、NETIS 申請者の負担とする。

# 3.4 新技術の事後評価

新技術の事後評価は、「試行実証評価」及び「活用効果評価」から構成される。

試行実証評価は、「試行申請型」においては評価担当の整備局等における評価会議で実施し、「フィールド提供型」については試行調査を行った発注事務所が存する整備局等の評価会議において行うものとする。

活用効果評価は、評価担当の整備局等における評価会議が実施する。ただし、試行実証評価を 行った場合の活用効果評価は、試行調査を行った発注事務所が存する整備局等の評価会議におい て行うものとする。

また、かし発生時の修補が困難な技術であって整備局等が自らの整備局等で評価すべきと判断 した新技術については、評価担当の整備局等における評価会議と調整したうえで、活用を行った 整備局等における評価会議が実施することができる。

なお、評価会議事務局は、対象となる技術が難度の高い事後評価未実施技術の場合は、事後評価の案について、評価に先立ち、関係研究機関に対して確認を受けることができるものとする。

整備局等は事後評価の結果を NETIS 申請者に通知するとともに、「3.4.3 事後評価結果の公表 について」の手続きに則り、原則として NETIS 掲載情報として公開する。

#### 3.4.1 試行実証評価

# (1) 評価内容

試行実証評価は、試行調査の結果に基づき、安全性、耐久性等の技術的事項及び経済性等の事項について、試行調査の結果と申請情報の内容との比較を行うこと、国が定める基準等を満たしているかを確認すること等、直轄工事等における技術の成立性等申請情報の妥当性を確認し評価するものである。

# (2) 評価の対象

「試行申請型」、「フィールド提供型」において試行調査を実施したすべての技術。

## (3) 評価時期

試行調査後、速やかに実施する。

#### (4) 評価の実施主体

評価会議が、試行調査の結果に基づき実施するものとする。なお、評価会議事務局は、難度の 高い事後評価未実施技術の場合にあっては、試行実証評価の案について、評価の実施に先立ち、 関係研究機関に対して確認を受けることができるものとする。

# (5) 具体的評価方法

具体的評価方法は、別紙-8に定める方法によるものとする。

# 3.4.2 活用効果評価

#### (1)評価内容

活用効果評価は、技術の成立性が確認された技術について、新技術の活用効果等を総合的に判断するため、活用効果調査又は追跡調査の結果に基づき、当該技術の優位性、安定性、現場適用性を総合的に評価するものである。

#### (2) 評価対象

従来技術を比較対象とした活用効果調査又は追跡調査を実施したすべての新技術。

#### (3) 評価時期

各技術について、活用効果調査の実施状況等に応じて実施する。

試行申請型及びフィールド提供型の場合は、以下のいずれかに該当する場合に、速やかに実施する。

#### <1回目>

・試行調査及び活用効果調査を実施した場合。

#### <2回目以降>

・活用効果調査の件数が累積で5件以上ある場合。

(3回目以降は発注者指定型及び施工者希望型の<2回目以降>と同様とする。)

発注者指定型及び施工者希望型の場合は、以下のいずれかに該当する場合に、速やかに実施する。

#### <1回目>

・活用効果調査の件数が5件以上ある場合。

#### < 2回目以降>

- ・当該技術の前回の活用効果評価が行われた日から起算して1年以上経過し、かつ新たな活用効果調査結果が10件以上蓄積しNETIS申請者からの実施申請がある場合。
- ・前回の評価時に、「設計比較対象技術」「活用促進技術」「推奨技術」「準推奨技術」に選定された技術又は追跡調査が必要と判断された技術で、かつ新たな活用効果調査が10件以上蓄積した場合。

なお、2回目の活用効果評価で使用する活用効果調査表は、前回の活用効果評価以降に実施された活用効果調査表とする。(ただし、追跡調査を実施した工事における活用効果調査表を除く。)

## (4) 評価の実施主体

評価会議が、活用効果調査の結果(試行実証評価の結果を含む。)に基づき実施するものとする。なお、評価会議事務局は、対象となる技術が難度の高い事後評価未実施技術の場合にあっては、活用効果評価の案について、評価の実施に先立ち、関係研究機関に対して確認を受けることができるものとする。

#### (5) 具体的評価方法

活用効果評価は、個々の工事等の活用効果調査の結果等に基づき技術の優位性、技術の安定性、現場適用性の総合的な評価を行うものである。具体的評価方法は、別紙-8に定める方法によるものとする。

# 3.4.3 事後評価結果の公表について

事後評価(「試行実証評価」、「活用効果評価」) 結果の公表については、以下の手続きに則り処理するものとする。

#### (1) 事後評価結果の通知

事後評価の公表に先立ち、NETIS 申請者に対して公表を行う予定の事後評価結果を事後評価 後速やかに通知する。

# (2) 事後評価結果の公表

NETIS 申請者は、事後評価を通知した日の翌日から起算して 10 日 (4月 29 日から 5月 5 日までの 7 日間及び 12 月 28 日から 1月 3 日までの 7 日間及び行政機関の休日に関する法律 (昭和 61 年法律第 91 号) 第 1 条に規定する行政機関の休日は日数に含まない。)以内に、「事後評価結果の公表への異議申立書」等(別紙 - 9)の提出を行うことができる。

「事後評価結果の公表への異議申立書」等の提出がなかった場合は、異議がないものとして取り扱うものとし、評価会議事務局は事後評価結果を公表する。

# (3) 異議申し立て及び申し立てに対する措置

NETIS 申請者が事後評価結果の公表に異議がある場合の手続きは、「3.4.4 事後評価結果に関する不服等について」によるものとする。

#### 3.4.4 事後評価結果に関する不服等について

事後評価結果に関する NETIS 申請者からの不服等については、以下の手続きに則り処理するものとする。

# (1) 事後評価結果に不服がある場合又は事後評価結果の公表に異議がある場合の措置

NETIS 申請者は、事後評価結果に不服がある場合又は事後評価結果の公表に異議がある場合は、事後評価を通知した日の翌日から起算して 10 日 (4月29日から5月5日までの7日間及び12月28日から1月3日までの7日間及び行政機関の休日に関する法律(昭和61年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日は日数に含まない。本項における日数について以下同じ。)以内に、「事後評価結果への理由説明要求書」又は「事後評価結果の公表への異議申し立て書」(以下「事後評価結果への要求書等」という。)を評価担当の整備局等の評価会議事務局(整備局等の局長宛。)に提出するものとする。

なお、事後評価結果に不服がある場合は、事後評価結果の公表についても異議があるものとみなし、「事後評価結果への理由説明要求書」の提出により、併せて「事後評価結果の公表への異議申し立て書」が提出されたものとする。

当該評価会議事務局は、「事後評価結果への要求書等」提出期限の翌日から起算して 10 日以内に、「事後評価結果への要求書等」の内容に基づきヒアリングを実施し、「事後評価結果への要求書等」提出期限の翌日から起算して 15 日以内に「事後評価結果への要求書等」に対する回答を当該評価会議事務局(整備局等の局長)から通知するものとする。

なお、ヒアリングは、評価会議事務局の職員が必ず2人以上で対応するものとする。

(2)「事後評価結果への要求書等」に対する回答に不服がある場合の措置

NETIS 申請者は、「事後評価結果への理由説明要求書」に対する回答について不服がある場合、回答の通知の翌日から起算して 10 日以内に「事後評価結果に関する不服申請書」を評価担当の整備局等の評価会議事務局(整備局等の局長宛。)に提出するものとする。

当該評価会議事務局は、「事後評価結果に関する不服申請書」を直ちに評価会議に転送するものとする。

評価会議は、「事後評価結果に関する不服申請書」の提出期限の翌日から起算して 90 日以内 に不服審査を実施し、評価会議事務局(整備局等の局長)から申請者に不服審査の結果(再度 評価内容を検討する旨等を通知する場合を含む。)を通知する。

NETIS 申請者は、「事後評価結果の公表への異議申し立て書」に対する回答について不服がある場合は、「事後評価結果の公表への異議申し立て書」に対する回答の通知の翌日から起算して10日以内に「NETIS 登録抹消願」を評価担当の整備局等の評価会議事務局(整備局等の局長宛。)に提出することができる。

(3) 不服審査の結果について不服がある場合の措置

NETIS 申請者は、評価会議による不服審査の結果に不服がある場合は、不服審査の結果の通知の翌日から起算して10日以内に「NETIS 登録抹消願」を評価担当の整備局等の評価会議事務局(整備局等の局長宛。)に提出することができる。

整備局等は、「NETIS 登録抹消願」が提出された場合は、その受領後速やかに、当該技術について NETIS 登録の抹消を行うものとする。

(4) 事後評価結果又は事後評価結果の公表について了解した場合の措置

NETIS 申請者は、「事後評価結果への要求書等」を提出した後に、事後評価結果又は事後評価結果の公表について了解した場合は、速やかに「事後評価結果の公表への同意書」を評価担当の整備局等の評価会議事務局(整備局等の局長宛。)に提出するものとする。

「事後評価結果の公表への同意書」の提出があった場合は、評価会議事務局は速やかに事後評価結果を公表する。

(5) 手続きに対する適切な対応が行われなかった場合の措置

NETIS 申請者から、「事後評価結果に関する不服申請書」又は「NETIS 登録抹消願」の提出がなく、かつ「事後評価結果の公表への同意書」が事後評価結果を通知した日の翌日から起算して 90 日以内に提出先になかった場合は、「NETIS 登録抹消願」が提出されたものとして取り扱うものとする。

ただし、不服審査の結果の通知において、再度評価内容を検討する旨等を通知している場合等、 事後評価結果についての再検討が行われることが評価会議で決定している場合については、不 服審査の結果を通知した日もって手続きは留保され、改めて審査の結果を通知した日に手続き は再開されるものとする。

なお、評価会議により、事後評価結果の変更が行われた場合等の当該事後評価結果に関する不 服等に対する手続きは、上記にかかわらず改めて本項(1)より行うものとする。

#### 3.4.5 事後評価等の手続き・結果の変更

# (1) 事後評価等の手続きの中止・取りやめ

整備局等は、「3.2.8 NETIS 掲載情報の提供の中止等」に基づき NETIS 掲載情報の提供を中止又は削除した場合、事前審査、試行調査計画、事後評価等の手続きを中止又は取りやめることができる。

ただし、NETIS 申請者から情報提供及び評価等の手続きの再開の申し入れがあり、手続きを中止する事由が解消したことが明確に確認できた場合は、整備局等は事前審査、試行調査計画、事後評価等の手続き等を再開する。

なお、事前審査、試行調査計画、事後評価等の手続きが NETIS 申請者からの申請、応募等に 基づき行なわれている場合は、中止又は取りやめに際し、NETIS 掲載情報の提供の中止又は取 りやめの通知とあわせて、整備局等より NETIS 申請者に手続きを中止又は取りやめた旨を通 知するものとする。

# (2) 事後評価等の修正・取り消し

評価会議は、既に事前審査又は事後評価を受けている技術について、「(1)事後評価等の手続きの中止・取りやめ」に該当する事由が発生し、事前審査結果又は事後評価結果の修正又は取消しの必要を認めた場合には、事前審査又は事後評価の結果について、その全部又は一部を修正又は取消しすることができるものとする。

なお、その際には整備局等より NETIS 申請者にその旨を通知するものとする。

#### 3.5 新技術の活用促進

有用な新技術の活用の促進を図るため、以下の措置を講ずる。

#### 3.5.1 設計比較対象技術

活用効果評価において、技術の優位性が高く安定性が確認されている技術については、「設計比較対象技術」として位置づけ、設計業務において比較検討する。

#### (1)対象とする技術

活用効果評価において、「当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が極めて 優れている又は優れている技術と評価され、かつ活用の条件の違いに対する評価の安定性を有 す」と評価されたすべての技術。

#### (2) 実施形態

設計業務における比較検討を行うにあたり、「(1)対象とする技術」に該当する技術を採用する旨を設計図書に明記する。

#### (3) 設計比較対象技術に対する措置

整備局等は、「設計比較対象技術」と評価された技術について、速やかに暫定歩掛案等を作成し、本省と調整を行い、本省は暫定歩掛等をまとめて、整備局等に通知する。

# 3.5.2 少実績優良技術

活用効果評価において、技術の優位性が高いとの評価は得られているものの直轄工事等における実績が少なく技術の安定性が確認されていない技術については、「少実績優良技術」として位置づけ、技術の安定性が確認されるまでの間、活用に努めるものとする。

#### (1)対象とする技術

試行申請型及びフィールド提供型で活用され、試行調査が実施された技術のうち、活用効果評価において、「当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果は極めて優れている又は優れている技術」と評価されたすべての技術。

# (2) 実施形態

「試行申請型」の特例として位置付け、活用の拡大(「試行申請型」の考え方に基づき、活用の現場の選定又は技術の周知を行い活用することをいう。以下同じ。)により対応する。

具体的には、整備局等は、NETIS 申請者からの申請に基づき、「少実績優良技術」の対象となった時点から概ね3年以内に技術の安定性が確認できる水準(直轄工事等における活用が 5件以上)となるよう、直轄工事等において当該技術の活用の拡大を行うものとする。

手続きは、「試行申請型」の手続きを準用する(ただし、試行調査は実施しない)。

活用の拡大により実施された活用効果評価の結果において、当該技術が、「(1)対象とする技術」の要件を満たさなくなった場合は、その時点で当該技術は「少実績優良技術」の対象から外れるものとし、それ以降の活用の拡大を打ち切るものとする。

# 3.5.3 活用促進技術

評価会議は、優れた技術についてそれぞれの地域における活用促進を図るため、「活用促進技術」 を指定するものとする。

# (1)対象となる技術

活用効果評価において、技術の安定性が確認されている技術であり、かつ以下の選考要件に該当する技術のうち、それぞれの評価会議が独自に選考し指定するもの

#### <選考要件>

- イ 特定の性能又は機能が著しく優れている技術
- ロ 特定の地域のみで普及しており、全国に普及することが有益と判断される技術
- ハ その他評価会議の委員が推薦する技術
- (2) 実施形態

評価会議は、申請情報、評価情報等に基づき、活用促進すべき技術がある場合は、当該技術を「○○年度 活用促進技術(新技術活用評価会議(○○整備局))」として指定する。

評価会議は、活用促進技術の選考を年1回実施する(該当なしも可)。

## (3) 手続き

# 1)技術の評価・指定

評価会議は、選考要件に照らして、「活用促進技術」とすべき技術であるかどうかの評価を 行い、該当するものがある場合は選考し、指定を行う。

なお、該当すべきものがない場合は、指定を行わないものとする。

また、選考要件の口に該当する技術として、当該技術が普及している地域の評価会議から推薦があった場合は、他の地域の評価会議は、この推薦に基づき「活用促進技術」の指定について検討を行うものとする。

#### 2)「活用促進技術」の技術開発者への通知等

整備局等は、「活用促進技術」が指定された場合、当該技術の NETIS 申請者にその旨を通知し、併せて、3)活用促進技術の指定取り消しの措置や「活用促進技術」の名称の使用等に

ついて規定した「活用促進技術の取り扱いについて」に NETIS 申請者が同意する旨を記した「同意書」の提出を求める。

3) 活用促進技術の指定取り消し

評価会議は、「活用促進技術」に指定された技術について、以下のいずれかに該当する場合は、当該技術に対する「活用促進技術」の指定を取り消すことができる。

この場合、評価会議事務局は、指定が取り消された旨を NETIS 申請者に通知するものとする。

- イ 当該技術の申請情報の内容に、虚偽・誇大表示若しくは他の技術の中傷表示が認められ たとき又はその疑いがあるとき
- ロ 当該技術が、他の技術の知的財産権等を侵害したと認められたとき又は疑いがあるとき
- ハ 当該技術に関して、法律に基づく処罰等を受けたとき又は係争が生じたとき
- ニ 当該技術を適用した工事等で事故及び不具合等が生じた場合において、申請技術が原因 であると認められるとき又はその疑いがあるとき
- ホ NETIS 申請者が、整備局等と取り交わした実施規約又は提出された同意書等に違反したとき
- へ NETIS 申請者が技術開発者の技術行使権原を有する者である場合、新技術についてそれを行使できる正当な権原を有していないこと又は技術行使権原を有する者が当該技術を開発した民間事業者等と円滑な連絡が取れなくなったことを本省又は整備局等が確認したとき
- ト 登録申請書類に記載の連絡先で NETIS 申請者と連絡がとれないことを整備局等が確認 したとき

チ その他、評価会議が「活用促進技術」として相応しくないと判断したとき

NETIS 申請者は、通知後、「○○年度 活用促進技術(新技術活用評価会議(○○整備局))」という名称を使用してはならず、これに違反して生じた問題については、NETIS 申請者がすべての責を負うものとする。

また、評価会議事務局は、NETIS (評価情報) に登録されている活用促進技術としての記載を削除するものとする。

- 4)「活用促進技術」の活用促進に向けた措置
  - イ 整備局等は、「活用促進技術」が指定された場合、速やかに暫定歩掛等の案を作成し、 本省と調整を行い、本省は暫定歩掛等をまとめ、整備局等に通知する。
  - ロ 整備局等本局は、「活用促進技術」が指定された場合は、計画的に当該技術の活用の促進を図るものとし、発注事務所は、発注者指定型その他により、「活用促進技術」の活用に努めるものとする。整備局等本局は活用状況について、指定から概ね3年程度フォローアップを行う。
  - ハ 発注者は、総合評価方式における技術提案において「活用促進技術」が提案された場合 には、その審査において積極的に評価すること。また、「施工者希望型」において発注者 が適切と判断する場合は工事成績評定の加点の対象とするものとする。
  - 二 NETIS 申請者は、「○○年度 活用促進技術(新技術活用評価会議(○○整備局))」という名称を使用できる。

# 3.5.4 推奨技術選定等

システム検討会議において、公共工事等に関する技術の水準を一層高めるために選定された画期的な新技術については「推奨技術」、公共工事等に関する技術の水準を一層高めるために選定された画期的な新技術で、推奨技術と位置づけるためには更なる発展を期待する部分がある新技術については「準推奨技術」として位置付け、当該新技術の普及啓発や活用促進等を行うものとする。

### (1)対象となる技術

選考対象技術のうち、選考要件に照らして推奨すべき技術としてシステム検討会議が選定する もの。選考の対象となる技術、選考要件は以下のとおり。

#### <選考対象技術>

NETIS 登録技術のうち活用効果評価が実施された技術であって、選考要件のいずれかに合致する画期的な技術として以下の者の推薦のある技術

- イ 評価会議が、「設計比較対象技術」「少実績優良技術」「活用促進技術」のうち、主として 現場における改善効果、将来性等の観点から推薦する技術
- ロ 関係研究機関又は第三者機関等が、主として技術の画期性等の観点から推薦する技術
- ハ その他システム検討会議の委員が推薦する技術

# <選考要件>

- イ 当該技術の活用により、従来に比べ飛躍的な改善効果が発揮される
- ロ 従来にはない先駆的な取り組みであり、将来、公共工事等における幅広い活用が期待される
- ハ 技術内容が画期的であり、将来的に飛躍的な活用効果の改善が期待できる (現状では、当該技術の適用範囲において活用の効果が従来技術と同程度以上であること を最低要件とする。)
- 二 技術内容が独創的である等、国際的に先端を行く技術又は先進諸国への技術展開が期待される技術である
- ホ 技術内容の応用性、適用性、普遍性等が高く、国内の諸課題の解決への貢献に加えて、国際的な課題の解決など国際貢献に大きく資する

## (2) 実施形態

システム検討会議は、申請情報、評価情報等に基づき、推奨すべき技術がある場合は、当該技術を「〇〇年度 推奨技術(新技術活用システム検討会議(国土交通省))」又は「〇〇年度 準推奨技術(新技術活用システム検討会議(国土交通省))」として選定する。

システム検討会議は、推奨技術等の選考を年 1 回実施する (該当なしも可)。「準推奨技術」となった技術については、活用の実績等のフォローアップを行い、「準推奨技術」として初めて選定された年度の翌々年度まで「推奨技術」選考対象技術とするものとする。

「推奨技術」、「準推奨技術」は、毎年度見直すものとする。

#### (3) 手続き

1) 評価会議等からの推薦する技術の受付

システム検討会議は、毎年一定の期間を設けて、評価会議、関係研究機関、第三者機関等及

びシステム検討会議の委員から、選考対象技術を募集し、申請書類をシステム検討会議事務局で受け付けるものとする。

# 2) 申請受理の要件

システム検討会議事務局は、以下の要件について確認する。

- ①申請書類に不備(記載事項の遺漏)がないこと
- ②活用効果評価が行われている技術であること
- 3) 推奨技術選定の対象とする技術

推奨技術選定の対象とする技術は、以下のとおりとする。

- ①選考対象技術として申請があった技術のうち「2)申請受理の要件」について確認されたもの
- ②前年度に選定された「推奨技術」「準推奨技術」
- 4) 技術の評価・選定

「推奨技術」、「準推奨技術」は、毎年度見直すものとする。

システム検討会議は、選考要件に照らして、「推奨技術」又は「準推奨技術」とすべき技術 であるかどうかの評価を行い、該当するものがある場合は選定を行う。なお、該当すべきもの がない場合は、選定を行わないものとする。

前年度に選定された「推奨技術」「準推奨技術」についても、当該年度の「推奨技術」「準推 奨技術」としての妥当性について、その後の活用に伴う調査結果等を踏まえて改めて評価する ものとする。

なお、過去2年にわたり「準推奨技術」であった技術については、システム検討会議において、「推奨技術」とすべきか否かの評価を行うものとする。

#### 5)「推奨技術」等の技術開発者への通知等

本省は、「推奨技術」又は「準推奨技術」が選定された場合、当該技術のNETIS申請者にその旨を通知し、併せて、6)推奨技術の選定取り消しの措置や「推奨技術」等の名称の使用等について規定した「推奨技術等の取り扱いについて」にNETIS申請者が同意する旨を記した「同意書」の提出を求める。

この際、登録申請書類に記載の連絡先で NETIS 申請者と連絡がとれないとき又は上記の「同意書」が速やかに提出されないときは、システム検討会議は「推奨技術」又は「準推奨技術」の選定を取り消すものとする。

また、システム検討会議事務局は、システム検討会議において、前年度の「推奨技術」又は「準推奨技術」が選定されなかった場合、当該技術のNETIS申請者に「推奨技術」又は「準推奨技術」ではなくなった旨を通知するものとする。

#### 6) 推奨技術等の選定取り消し

システム検討会議は、「推奨技術」又は「準推奨技術」に選定された技術について、以下のいずれかに該当することを確認した場合は、当該技術に対する「推奨技術」又は「準推奨技術」の選定を過去に遡り取り消すものとする。

- イ 当該技術の申請情報の内容に、虚偽・誇大表示若しくは他の技術の中傷表示が認められ たとき
- ロ 当該技術が、他の技術の知的財産権等を侵害したと認められたとき

- ハ 当該技術に関して、法律に基づく処罰等を受けたとき
- ニ 当該技術を適用した工事等で事故及び不具合等が生じた場合において、当該技術が原因 であると認められるとき
- ホ NETIS 申請者が整備局等と取り交わした実施規約又は提出された同意書等に違反した とき
- へ その他、システム検討会議が「推奨技術」「準推奨技術」として相応しくないと判断したとき

この場合、システム検討会議事務局は、選定が取り消された旨を当該技術の NETIS 申請者に通知するものとする。NETIS 申請者は、通知後、「〇〇年度 推奨技術(新技術活用システム検討会議(国土交通省))」又は「〇〇年度 準推奨技術(新技術活用システム検討会議(国土交通省))」という名称を使用してはならず、これに違反して生じた問題については、NETIS 申請者がすべての責を負うものとする。

また、システム検討会議事務局は、NETIS(評価情報)に登録されている推奨技術としての記載を削除するものとする。

上記のイ、ロ、二、ホについて疑義があるとき又は当該技術に関して法律上の係争が生じたときは、システム検討会議又はシステム検討会議事務局は、NETIS 申請者に対して事実関係等について確認できるものとし、システム検討会議は、その疑義又は係争が解消するまでの間、NETIS 申請者による「推奨技術」「準推奨技術」の名称の使用の中止、NETIS (評価情報)に登録されている推奨技術としての記載の中止等の措置を講じるものとする。

ただし、NETIS 申請者から疑義の解消の根拠となる資料や係争が終結し問題が解消した 根拠となる資料が提出され、システム検討会議が認めた場合は、上記の措置を解除するもの とする。

- 7)「推奨技術」等の活用促進に向けた措置
  - イ 本省は、整備局等本局の協力を得て、「推奨技術」が選定された場合、速やかに暫定歩 掛等を整備し、通知する。
  - ロ 整備局等本局及び発注事務所は、「推奨技術」及び「準推奨技術」の活用に努めるもの とし、整備局等本局は「推奨技術」及び「準推奨技術」の活用状況についてフォローア ップを行う。
  - ハ 発注者は、総合評価方式の技術提案において「推奨技術」が提案された場合には、その 審査において積極的に評価すること。また、「施工者希望型」において発注者が適切と判 断する場合は工事成績評定の加点の対象とするものとする。
  - ニ NETIS 申請者は、「○○年度 推奨技術(新技術活用システム検討会議(国土交通省))」 又は「○○年度 準推奨技術(新技術活用システム検討会議(国土交通省))」という名称 を使用できる。

ただし、「6)推奨技術等の選定取り消し」による取り消しを受けた場合にあっては、 NETIS 申請者は、その旨の通知後は当該名称を使用してはならない。

# 3.5.5 施工者による新技術の活用を促進するための方策

施工者による新技術の活用を促進するため、施工者希望型における技術提案に対する技術評価

及び工事成績への加点等の措置を行うものとする。

(1) 技術提案への措置(総合評価方式における技術提案の場合)

総合評価方式における技術提案において、事後評価において有用とされた新技術の活用を行う 提案があった場合は、必要に応じて加算点の対象とする。

なお、有用な新技術の範囲及びその加点方法については整備局等において定めるものとする。

(2) 施工者の工事成績評定への措置

「施工者希望型」及び「試行申請型(請負契約締結後提案の場合)」により NETIS 登録技術の活用を行った場合について、発注事務所が適切と判断する場合は施工者の工事成績評定の加点の対象とするものとする。

なお、加点の対象範囲、加点方法等については別に定めるものとする。

## 3.5.6 新技術活用の計画的な推進

本省及び整備局等は、新技術活用を計画的に推進するため、以下の措置を講ずる。

イ 活用方針等の確認

整備局等は、整備局等本局と発注事務所との間の新技術活用を円滑に推進するための意見交換・連絡調整の場を設ける等により、「推奨技術」「準推奨技術」「活用促進技術」「少実績優良技術」等の活用方針や新技術活用推進の方策等の確認を行い、計画的に新技術活用が促進される環境づくりを行う。

ロ 発注事務所への支援

整備局等本局は、新技術活用に伴う発注事務所等の業務負担の軽減と新技術活用システムの円滑な運用を図るため、技術事務所等による発注事務所への支援体制を確保し、新技術活用システムの運用に係る事務手続き等の一層の効率化・簡素化その他の必要な措置を講ずるものとする。

ハ 計画的な活用と活用状況のフォローアップ

発注事務所は、新技術活用システムの趣旨を踏まえ、NETIS の利用等により、公共工事等への有用な新技術の計画的な活用促進を図るものとする。

整備局等本局は、「推奨技術」「準推奨技術」「活用促進技術」「少実績優良技術」をはじめ新技術の活用状況等を適時把握するものとする。

また、整備局等は、新技術活用に積極的な事務所を督励する観点から、活用された新技術の件数、活用割合等を発注事務所単位で把握し、新技術の活用を一層促進するため必要なフォローアップを行う。

ニ 施工者による活用促進方策の検討

本省は、施工者による新技術の活用を促進するための措置の効果を確認し、活用の効果が高いと評価された新技術の活用促進を図るための方策について更なる検討を行う。

ホ 地方公共団体等との連携

本省及び整備局等は、有用な新技術の地方公共団体等の公共工事等における活用を促進するため、地方公共団体等と連携のあり方について検討を進める。

#### 3.6 新技術活用システムの検証

本省及びシステム検討会議は、整備局等及び評価会議の協力を得て、情報収集方法、活用、事 後評価手法等、新技術活用システムの検証を継続的に行うものとする。

以下の主な項目を適宜検証するものとする。

イ 情報収集方法

情報収集が効率的かつ的確に実施されているか等

口 活用

活用方式のあり方等

ハ 事後評価手法

事後評価手法のあり方等

事後評価結果の分析による評価結果の妥当性等

二 提供方法等

インターネット等による情報の提供方法のあり方等

ホ 活用促進方法

有用な新技術の活用促進方法のあり方等

## 3.7 担当する整備局等

この実施規約に規定されている「整備局等」及び「評価会議」に関して、担当の整備局等及び 評価会議は以下を基本とする。なお、新技術活用システムの円滑な運用を行う観点から、本省及 び整備局等の間で別の取り決めを行うことができるものとする。

- (1) NETIS (申請情報) に係る事項 (NETIS への登録、NETIS 登録番号の付与、NETIS (申請情報) の延長申し出への対応、NETIS 掲載情報の提供の中止等、NETIS 申請者 による NETIS 情報の変更 等) 担当:申請を受け付けた整備局等
- (2) 事前審査、試行実証評価
  - <試行申請型の場合> 担当:評価担当の整備局等
  - <フィールド提供型の場合> 担当:試行調査を行う発注事務所が存する整備局等
  - <発注者指定型及び施工者希望型の場合> 担当:評価担当の整備局等(事前審査を実施する場合のみ)
- (3) 活用効果評価、技術の改善が行われた場合の改善後の技術の審査
  - <試行申請型の場合> 担当:評価担当の整備局等
  - <フィールド提供型の場合> 担当:試行調査を行う発注事務所が存する整備局等
  - <発注者指定型及び施工者希望型の場合> 担当:評価担当の整備局等
- (4)活用促進技術の指定、新技術の活用促進 担当:それぞれの地域の整備局等

## 4. 既存の NETIS 登録技術の取り扱い

既存の NETIS 登録技術の取り扱いについては、以下のとおり運用するものとする。

#### 4.1 既存の申請情報の取り扱い

従前の NETIS 登録技術の申請情報はそのまま NETIS (申請情報) に移行する。 なお、従来の「評価試行方式Bタイプ」という呼称は廃止するが、NETIS (申請情報) におい ては、評価試行方式Bタイプとして技術詳細資料が提出されている技術の情報と、それ以外の技 術の情報は、明確に区分するものとする。

#### 4.2 NETIS への掲載期間

既存の NETIS 登録技術の NETIS への掲載期間は、以下のとおりとする。

NETIS への掲載期限は、従来のNETIS に登録した日の翌年度の4月1日から起算して5年を経過した日までとする。

「従来の NETIS に登録した日」とは、以下のとおりとする。

①平成17年度以降この実施要領の施行日の前日までに「評価試行方式(Aタイプ、Bタイプ)」に申請し、受理されたNETIS登録技術については、申請が受理された日。

ただし、上記の NETIS 登録技術のうち、この実施要領の施行日の前日までに直轄工事等において活用等が行われた技術については、活用等が行われた年度の3月31日。

② ①以外の NETIS 登録技術については、この実施要領の施行日の前日の時点における当該技術の NETIS に登録した日

なお、掲載期間中に当該技術について活用効果評価が実施され、NETIS(評価情報)に反映された場合は、上記にかかわらずNETIS(評価情報)への掲載期間中、NETIS(申請情報)における掲載も継続される。NETIS(評価情報)の掲載期間については、「3.2.5 NETIS 掲載期間2)NETIS(評価情報)」によるものとする。

また、掲載期限が変更された場合においても、同一技術に対する掲載期限は、当初に NETIS に登録した日の翌年度の4月1日から起算して10年を経過した日までを限度とし、上記ただし書きにかかわらず、その日をもって掲載を終了する。

同一技術について、再申請登録は認めないものとする。

#### 4.3 評価試行方式で試行等を進めている技術の取り扱い

評価試行方式Aタイプとして、活用を進めている技術については、この実施要領の「試行申請型」にそのまま移行して取り扱うものとする。

事前審査、試行調査計画に係る手続きはこれまでと同様である。また、申請情報については NETIS (申請情報) に掲載され、事前審査結果、事後評価結果等は NETIS (評価情報) に掲載されるものとする。(評価試行方式Aタイプの事後評価は、この実施要領と同様の評価基準で実施し直すものとする。)

なお、従来の「事前評価」は「事前審査」に置き換えるものとし、「評価試行方式Aタイプ」という呼称は、廃止する。

#### 4.4 テーマ設定技術募集方式(フィールド提供)の取り扱い

テーマ設定技術募集方式(フィールド提供)として、活用を進めている技術については、この 実施要領の「フィールド提供型」にそのまま移行して取り扱うものとする。

事前審査、試行調査計画に係る手続きはこれまでと同様である。また、申請情報については NETIS (申請情報) に掲載され、事前審査結果、事後評価結果等は NETIS (評価情報) に掲載されるものとする。(テーマ設定技術募集方式 (フィールド提供) の事後評価は、この実施要領に基づき実施するものとする。)

なお、従来の「事前評価」は「事前審査」に置き換えるものとし、「テーマ設定技術募集方式(フィールド提供)」という呼称は、廃止する。

# 4.5 テーマ設定技術募集方式(推奨技術選定)の取り扱い

テーマ設定技術募集方式(推奨技術選定)として、公募を行った技術については、この実施要 領の「推奨技術選定」にそのまま移行して取り扱うものとする。

選定の考え方等は、基本的にこれまでと同様である。

なお、従来の技術開発者から直接技術を募集する方式は廃止する。

また、「テーマ設定技術募集方式(推奨技術選定)」という呼称は、廃止する。

# 4.6 NETIS 登録番号の取り扱い

既存の NETIS 登録技術の NETIS 登録番号は、変更しないものとする。ただし、活用効果評価、試行実証評価、事前審査を受けた場合は、「3.2.4 NETIS 登録番号」に示す方法により変更を行うものとする。

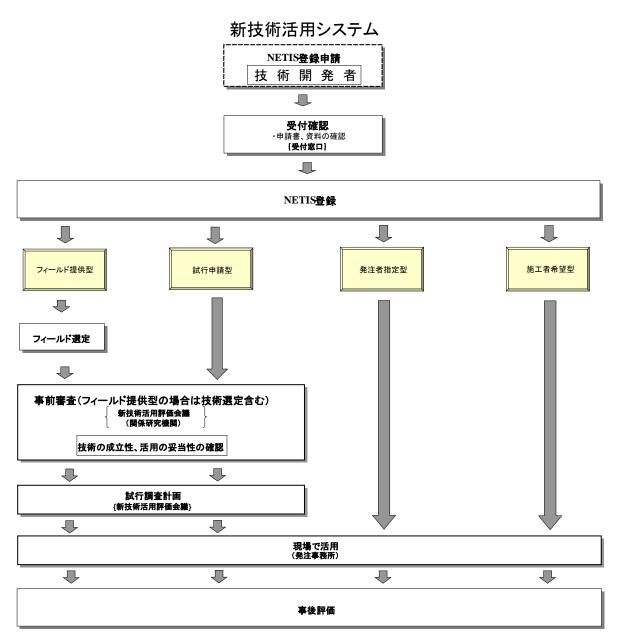


図1 新技術活用システム概要

# 附則

- 1. この実施要領は、平成18年8月1日から施行する。
- 2. この実施要領の施行に伴い、「技術活用パイロット事業等実施要領について(平成 10 年 3 月 31 日付建設省技調発第 95 号、建設省経機発第 52 号)」、「「港湾・空港に係る技術活用パイロット事業等実施要領」の策定について(平成 17 年 1 月 5 日付 国港建第 178 号、国港環第 66 号、国空建第 143 号)」及び「「公共工事等における技術活用システム」実施要領(案)について(平成 17 年 3 月 25 日付 国官技第 286 号、国官総第 589 号、国営整第 23 号、国総施第 183 号)」は廃止する。
- 3.この実施要領に規定する各項の詳細について必要とされるものは、別に実施細則を定めて運用するものとする。
- 4. 新技術活用システムの運用に当たり、整備局等内における役割分担等について、この実施要領に拠りがたい場合は、整備局等は、新技術活用システムの運用に支障を生じさせない範囲で、役割分担の変更を行う等弾力的な運用を行うことができる。
- 5. 新技術活用システムの運用に当たり、整備局等は、新技術の活用促進を図る観点から必要と判断した場合は、新技術活用システムの運用に支障を生じさせない範囲で、この実施要領に定めのある事項の弾力的な運用を行うこと又はこの実施要領に定めのない事項を実施することができる。この場合、整備局等は、本省大臣官房技術調査課、大臣官房公共事業調査室又は総合政策局建設施工企画課に事前にその内容等を報告するものとする。
- 6.整備局等に既に設置されている「新技術活用評価委員会」等の新技術活用評価に係る会議は、 この「公共工事等における新技術活用システムについて」における「新技術活用評価会議」とみ なす。
- 7. この実施要領の経過措置を以下のように定める。
- (1)施行当初の期間等において、申請技術が集中し、円滑な運用に支障を生じるおそれがある場合は、「3.1 新技術情報の収集 (2) NETIS への登録申請の受付」の規定にかかわらず、受付を一時中断することができる。この場合、整備局等は、技術開発者に周知するため、インターネット等により事前に広報するものとする。
- (2) 申請技術について、NETIS 申請者により技術的事項の変更に伴う変更申請(「3.1 新技術情報の収集」の手続きに基づく申請。)が平成 18 年 10 月 31 日までに行われ、申請が受理された場合にあっては、当該技術の NETIS 掲載期間は変更されるものとし、「4. 既存の NETIS 登録技術の取り扱い 4.2 NETIS への掲載期間」に規定されている「現行の NETIS に登録した日」は、当該申請情報を NETIS(申請情報)に掲載した日とするものとする。

# 附則

1. この実施要領は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附則

1. この実施要領は、平成21年7月1日から施行する。

# 附則

1. この実施要領は、平成22年3月31日から施行する。